工　事　設　計　書

工事設計書のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事
工事地名	自）千葉県我孫子市青山地先　至）茨城県取手市新町地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 7月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 8月
２）	事務所名	常陸河川国道事務所　道路管理第二課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026070009	１４）	単価適用年月	2026年 8月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 8月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	鋼橋架設工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量	一式	１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	178日間　自　令和 8年 9月 2日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 2月26日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	茨城県	２２）	処 分 費 等	0
１０）	地　　区	取手地区	２３）	公 告 日	令和 8年 7月 8日
１１）	河川・路線	一般国道６号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

橋梁付属物工　一式 現場塗装工　一式 構造物撤去工　一式 仮設工　一式	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1		165,826,495			
橋梁付属物工		式	1		2,965,726			
沓座拡幅工		式	1		2,965,726			
ﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ		m2	10	8,424	84,240			単-1号
削孔	削孔径 42ｍｍ 削孔深さ 490ｍｍ	孔	192	7,379	1,416,768			単-2号
ｱﾝｶｰ筋挿入	D32 ｴﾎﾟｷｼ樹脂	本	192	2,361	453,312			単-3号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=24N/mm2	m3	10	56,640	566,400			単-4号
型枠		m2	21	13,880	291,480			単-5号
鉄筋	SD345 D16 ～ 25	t	0.58	264,700	153,526			単-6号
橋梁補修工		式	1		20,860,000			
支承取替工		式	1		20,860,000			
支承取替 P5橋脚	全反力3800kN	基	2	10,430,000	20,860,000			単-7号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場塗装工		式	1		106,336,470			
橋梁塗装工		式	1		53,519,600			
素地調整	1種ｹﾚﾝ(ﾌﾞﾗｽﾄ処理)	m2	3,090	11,390	35,195,100			単-8号
塗装塗替	RC-Ⅰ（下塗り～上塗り）	m2	3,090	5,359	16,559,310			単-9号
ﾌﾞﾗｽﾄ養生ｼｰﾄ		m2	1,670	1,057	1,765,190			単-10号
塗膜除去工		式	1		52,816,870			
塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回) 塗膜除去	m2	3,090	11,890	36,740,100			単-11号
廃材の回収・積込		m2	6,180	2,352	14,535,360			単-12号
湿式塗膜剥離剤工用養生ｼｰﾄ		m2	1,670	923	1,541,410			単-13号
構造物撤去工		式	1		25,369			
運搬処理工		式	1		25,369			
現場発生品運搬	既設支承	t	1.74	14,580	25,369			単-14号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設工		式	1		35,638,930			
足場工		式	1		32,986,310			
足場	吊足場 両側朝顔 防護	m2	1,677	19,430	32,584,110			単-15号
登り桟橋		箇所	1	402,200	402,200			単-16号
ばく露防止対策工		式	1		2,652,620			
鉛対応環境対策機材費		式	1		2,652,620			内-1号
直接工事費		式	1		165,826,495			
共通仮設費		式	1		21,006,025			
共通仮設費		式	1		2,298,025			
安全費		式	1		1,089,800			
鉛等呼吸用保護具等費用		式	1		1,089,800			内-2号
技術管理費		式	1		64,225			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		64,225			内-3号
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,144,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		18,708,000			
純工事費		式	1		186,832,520			
現場管理費		式	1		62,065,000			
工事原価		式	1		248,897,520			
一般管理費等		式	1		40,592,480			
工事価格		式	1		289,490,000			
消費税相当額		式	1		28,949,000			
工事費計		式	1		318,439,000			

一式当たり内訳書

鉛対応環境対策機材費

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
負圧集塵装置基本料		台	1	30,000	30,000			
負圧集塵装置賃料		月	3.57	90,000	321,300			
一次ﾌｨﾙﾀｰ	負圧集塵装置用	枚	13	1,200	15,600			
二次ﾌｨﾙﾀｰ	負圧集塵装置用	枚	2	2,400	4,800			
HEPAﾌｨﾙﾀｰ	負圧集塵装置用	枚	1	75,000	75,000			
ﾁｬｺｰﾙﾌｨﾙﾀｰ	負圧集塵装置用	枚	4	12,500	50,000			
ﾍﾟｯﾄｸﾘﾀﾞｸﾄ	φ250 吸引側 L=10m	本	1	20,000	20,000			
ﾀﾞｸﾄﾊﾞﾝﾄﾞ	φ250	個	1	1,500	1,500			
集塵専用掃除機基本料		台	1	40,000	40,000			
集塵専用掃除機賃料		月	3.57	66,000	235,620			
一次ﾌｨﾙﾀｰ	真空掃除機用	枚	2	3,600	7,200			
HEPAﾌｨﾙﾀｰ	真空掃除機用	枚	1	84,000	84,000			

一式当たり内訳書

鉛対応環境対策機材費

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾁｬｺｰﾙﾌｨﾙﾀｰ	真空掃除機用	枚	1	3,000	3,000			
ｾｷｭﾘﾃｨｰﾙｰﾑ	W1500×L4500×H2000	箇所	1	440,000	440,000			
ｾｷｭﾘﾃｨｰﾙｰﾑ用ｼｰﾄ		箇所	1	112,000	112,000			
ｴｱｼｬﾜｰ基本料		台	1	60,000	60,000			
ｴｱｼｬﾜｰ賃料		月	3.57	240,000	856,800			
一次ﾌｨﾙﾀｰ	ｴｱｼｬﾜｰ用	枚	2	4,000	8,000			
HEPAﾌｨﾙﾀｰ	ｴｱｼｬﾜｰ用	枚	1	80,000	80,000			
ﾁｬｺｰﾙﾌｨﾙﾀｰ	ｴｱｼｬﾜｰ用	枚	2	35,000	70,000			
危険物容器	200L鋼製ｵｰﾌﾟﾝﾄﾞﾗﾑ	缶	5	25,000	125,000			
危険物容器	18L ﾍﾟｰﾙ缶	缶	2	6,400	12,800			
合　計					2,652,620			

一式当たり内訳書

鉛等呼吸用保護具等費用

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電動ﾌｧﾝ付呼吸用保護具		台	4	103,000	412,000			
呼吸用保護具ﾌｨﾙﾀｰ		個	135	2,440	329,400			
CFｶﾊﾞｰｸﾞﾗｽ	1袋当り5枚入り	袋	2	2,750	5,500			
使い捨て化学防護服	ｼｭｰｽﾞｶﾊﾞｰ含む	着	135	2,000	270,000			
防護手袋	ﾆﾄﾘﾙ	双	135	540	72,900			
合　計					1,089,800			

一式当たり内訳書

道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		64,225			
合　計					64,225			

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	ﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ		単位	m2	数量	1	単価	8,424

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
チッピング（厚２ｃｍ以下）		ｍ２	1	8,424	8,424	
計					8,424	
単価					8,424	円／m2

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	削孔	削孔径 42ｍｍ 削孔深さ 490ｍｍ	単位	孔	数量	1	単価	7,379

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン）	30㎜を超え43㎜以下 500㎜以下 全ての費用	孔	1	7,379	7,379	
計					7,379	
単価					7,379	円／孔

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	ｱﾝｶｰ筋挿入	D32 ｴﾎﾟｷｼ樹脂	単位	本	数量	1	単価	2,361

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
アンカー筋挿入（コンクリート沓座拡幅）		本	1	1,167	1,167	
注入材（材料費）	0.351kg/本	本	1	1,194	1,194	
計					2,361	
単価					2,361	円／本

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=24N/mm2	単位	m3	数量	1	単価	56,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート（沓座拡幅工）	24-12-25(20)(高炉) 全ての費用	ｍ３	1	56,640	56,640	
計					56,640	
単価					56,640	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	型枠		単位	m2	数量	1	単価	13,880

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠（沓座拡幅工）		ｍ２	1	13,880	13,880	
計					13,880	
単価					13,880	円／m2

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	鉄筋	SD345 D16 ～ 25	単位	t	数量	1	単価	264,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋（沓座拡幅工）	SD345 D16～25 全ての費用	t	1	264,700	264,700	
計					264,700	
単価					264,700	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	支承取替 P5橋脚	全反力3800kN	単位	基	数量	2	単価	10,430,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【材料】						
工場製作材料費（ｋｇ） 鋼製台座		ｋｇ	2,080	1,550	3,224,000	
工場製作材料費（ｋｇ） ｼﾞｬｯｷｱｯﾌﾟ補強材		ｋｇ	1,976	1,850	3,655,600	
支承（材料費）		個	2	3,790,000	7,580,000	
注入材（材料費）	0.279kg/本	本	32	948.6	30,355.2	
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）	Ｓ１０Ｔ　Ｍ２２×１１５	組	102	279	28,458	
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）	Ｓ１０Ｔ　Ｍ２２×８０	組	32	234.7	7,510.4	
無収縮ﾓﾙﾀﾙ		ｍ３	0.482	311,250	150,022.5	
【労務】						
鉄筋探査(下向き)		ｍ２	1.244	207,800	258,503.2	
部材取付工	200kg<G≦500kg	部材	2	86,800	173,600	

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	支承取替 P5橋脚	全反力3800kN	単位	基	数量	2	単価	10,430,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
部材取付工	100kg<G≦200kg	部材	9	53,490	481,410	
部材取付工	40kg<G≦100kg	部材	1	26,740	26,740	
鋼材孔明工		本	102	4,297	438,294	
高力ﾎﾞﾙﾄ本締工		本	134	3,062	410,308	
ﾋﾟﾝﾃｰﾙ仕上げ工		本	134	764.7	102,469.8	
反力受替(ｼﾞｬｯｷｱｯﾌﾟ)		基	2	109,700	219,400	
沓座ｺﾝｸﾘｰﾄはつり		ｍ３	1.241	562,300	697,814.3	
既設部材撤去	ｶﾞｳｼﾞﾝｸﾞ工	ｍ	2.02	60,920	123,058.4	
既設支承撤去		基	2	408,700	817,400	
ｿｰﾙﾌﾟﾚｰﾄ設置		枚	2	107,100	214,200	
無収縮ﾓﾙﾀﾙ打設		ｍ３	0.482	361,700	174,339.4	

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	支承取替 P5橋脚	全反力3800kN	単位	基	数量	2	単価	10,430,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼製台座設置		箇所	2	208,900	417,800	
ﾎﾞﾙﾄ孔明		本	8	24,200	193,600	
支承設置		基	2	159,600	319,200	
現場溶接		m	26.44	24,090	636,939.6	
反力受替(ｼﾞｬｯｷﾀﾞｳﾝ)		基	2	109,700	219,400	
コンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン）	23㎜を超え30㎜以下 500㎜以下 全ての費用	孔	32	5,855	187,360	
アンカー	25㎜を超え40㎜以下 下方向	本	32	1,664	53,248	
計					20,841,030.8	
単価					10,430,000	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	素地調整	1種ｹﾚﾝ(ﾌﾞﾗｽﾄ処理)	単位	㎡2	数量	1	単価	11,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗替塗装	素地調整 無し 無し 無し 1種ｹﾚﾝ(ﾌﾞﾗｽﾄ処理) 有り	ｍ２	1	11,390	11,390	
計					11,390	
単価					11,390	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	塗装塗替	RC-Ⅰ(下塗り～上塗り)	単位	m2	数量	1	単価	5,359

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ(1層)ｽﾌﾟﾚｰ	ｍ２	1	1,656	1,656	
塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料(2層)ｽﾌﾟﾚｰ	ｍ２	1	1,674	1,674	
塗替塗装	中塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 ｽﾌﾟﾚｰ 淡彩	ｍ２	1	762	762	
塗替塗装	上塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 ｽﾌﾟﾚｰ 淡彩	ｍ２	1	1,267	1,267	
計					5,359	
単価					5,359	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	ﾌﾞﾗｽﾄ養生ｼｰﾄ		単位	m2	数量	100	単価	1,057

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【材料】						
建築工事用ｼｰﾄ	3.6m×5.4m×0.4mm ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ	枚	6.17	8,270	51,025.9	
【労務】						
ﾌﾞﾗｽﾄ養生ｼｰﾄ設置・撤去		ｍ２	100	546	54,600	
計					105,625.9	
単価					1,057	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回)塗膜除去	単位	m2	数量	1	単価	11,890

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【1回目塗布】						
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	無し 無し 鈑桁構造・箱桁構造 0.5kg/m2	m２	1	5,941	5,941	
【2回目塗布】						
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	無し 無し 鈑桁構造・箱桁構造 0.5kg/m2	m２	1	5,941	5,941	
計					11,882	
単価					11,890	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	廃材の回収・積込		単位	m2	数量	1	単価	2,352

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
廃材の回収・積込	無し 無し	ｍ２	1	2,352	2,352	
計					2,352	
単価					2,352	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	湿式塗膜剥離剤工用養生ｼｰﾄ		単位	m2	数量	100	単価	923

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【材料】						
建築工事用ｼｰﾄ	3.6m×5.4m×0.32mm ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ	枚	6.17	6,110	37,698.7	
【労務】						
塗膜剥離工用養生ｼｰﾄ設置・撤去		ｍ２	100	546	54,600	
計					92,298.7	
単価					923	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	現場発生品運搬	既設支承	単位	t	数量	1	単価	14,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 7.0km以下	t	1	4,230	4,230	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	t	1	10,350	10,350	
計					14,580	
単価					14,580	円／t

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	足場	吊足場 両側朝顔 防護	単位	m2	数量	1	単価	19,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
パイプ吊足場工	1.5m以上 263円 8.19円 10.3月 高所作業車	ｍ２	1	19,430	19,430	
計					19,430	
単価					19,430	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	登り桟橋		単位	箇所	数量	1	単価	402,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 9.5月 6.436m	箇所	1	402,200	402,200	
計					402,200	
単価					402,200	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工場製作材料費（ｋｇ） 鋼製台座		単位	ｋｇ	数量	1	単価	1,550

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼製台座	SM400B SM400A 工場塗装含む	ｋｇ	1	1,550	1,550	
計					1,550	
単価					1,550	円／ｋｇ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工場製作材料費（ｋｇ） ｼﾞｬｯｷｱｯﾌﾟ補強材		単位	ｋｇ	数量	1	単価	1,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ｼﾞｬｯｷｱｯﾌﾟ補強材	SM400A SS400 工場塗装含む	ｋｇ	1	1,850	1,850	
計					1,850	
単価					1,850	円／ｋｇ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋探査(下向き)		単位	ｍ２	数量	10	単価	207,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技師（A）		人	8.04	62,600	503,304	
技師（B）		人	16.08	49,300	792,744	
技師（C）		人	16.08	42,500	683,400	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		98,552	
計					2,078,000	
単価					207,800	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	部材取付工	200kg<G≦500kg	単位	部材	数量	10	単価	86,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	2.5	40,800	102,000	
橋りょう特殊工		人	15	36,400	546,000	
普通作業員		人	2.5	25,400	63,500	
諸雑費（率＋まるめ） 22%		式	1		156,500	
計					868,000	
単価					86,800	円／部材

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	部材取付工	100kg<G≦200kg	単位	部材	数量	10	単価	53,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	2.5	40,800	102,000	
橋りょう特殊工		人	7.5	36,400	273,000	
普通作業員		人	2.5	25,400	63,500	
諸雑費（率＋まるめ） 22%		式	1		96,400	
計					534,900	
単価					53,490	円／部材

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	部材取付工	40kg<G≦100kg	単位	部材	数量	10	単価	26,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1.25	40,800	51,000	
橋りょう特殊工		人	3.75	36,400	136,500	
普通作業員		人	1.25	25,400	31,750	
諸雑費（率＋まるめ） 22%		式	1		48,150	
計					267,400	
単価					26,740	円／部材

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼材孔明工		単位	本	数量	100	単価	4,297

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1.96	40,800	79,968	
橋りょう特殊工		人	5.88	36,400	214,032	
普通作業員		人	1.96	25,400	49,784	
諸雑費（率＋まるめ） 25%		式	1		85,916	
計					429,700	
単価					4,297	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高力ﾎﾞﾙﾄ本締工		単位	本	数量	100	単価	3,062

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1.49	40,800	60,792	
橋りょう特殊工		人	4.48	36,400	163,072	
普通作業員		人	1.49	25,400	37,846	
諸雑費（率＋まるめ） 17%		式	1		44,490	
計					306,200	
単価					3,062	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾋﾟﾝﾃｰﾙ仕上げ工		単位	本	数量	100	単価	764.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	1.49	36,400	54,236	
諸雑費（率＋まるめ） 41%		式	1		22,234	
計					76,470	
単価					764.7	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	反力受替(ｼﾞｬｯｷｱｯﾌﾟ)		単位	基	数量	1	単価	109,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.33	40,800	13,464	
橋りょう特殊工		人	2	36,400	72,800	
普通作業員		人	0.33	25,400	8,382	
諸雑費（率＋まるめ） 16%		式	1		15,054	
計					109,700	
単価					109,700	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	沓座ｺﾝｸﾘｰﾄはつり		単位	ｍ３	数量	1	単価	562,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	3	40,800	122,400	
特殊作業員		人	9.5	27,200	258,400	
普通作業員		人	5.7	25,400	144,780	
諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		36,720	
計					562,300	
単価					562,300	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	既設部材撤去	ｶﾞｳｼﾞﾝｸﾞ工	単位	m	数量	10	単価	60,920

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	2.48	40,800	101,184	
橋りょう特殊工		人	9.9	36,400	360,360	
諸雑費（率＋まるめ） 32%		式	1		147,656	
計					609,200	
単価					60,920	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	既設支承撤去		単位	基	数量	1	単価	408,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1	40,800	40,800	
橋りょう特殊工		人	7	36,400	254,800	
普通作業員		人	2	25,400	50,800	
諸雑費（率＋まるめ） 18%		式	1		62,300	
計					408,700	
単価					408,700	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ｿｰﾙﾌﾞﾚｰﾄ設置		単位	枚	数量	1	単価	107,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.5	40,800	20,400	
橋りょう特殊工		人	2	36,400	72,800	
諸雑費（率＋まるめ） 15%		式	1		13,900	
計					107,100	
単価					107,100	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	無収縮ﾓﾙﾀﾙ打設		単位	ｍ３	数量	1	単価	361,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.07	32,200	66,654	
特殊作業員		人	6.22	27,200	169,184	
普通作業員		人	4.15	25,400	105,410	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		20,452	
計					361,700	
単価					361,700	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼製台座設置		単位	箇所	数量	1	単価	208,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.67	40,800	27,336	
橋りょう特殊工		人	2.67	36,400	97,188	
普通作業員		人	1.33	25,400	33,782	
諸雑費（率＋まるめ） 32%		式	1		50,594	
計					208,900	
単価					208,900	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾎﾞﾙﾄ孔明		単位	本	数量	10	単価	24,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1.2	40,800	48,960	
橋りょう特殊工		人	3.6	36,400	131,040	
普通作業員		人	1.2	25,400	30,480	
諸雑費（率＋まるめ） 15%		式	1		31,520	
計					242,000	
単価					24,200	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	支承設置		単位	基	数量	1	単価	159,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.82	40,800	33,456	
橋りょう特殊工		人	2.46	36,400	89,544	
普通作業員		人	0.82	25,400	20,828	
諸雑費（率＋まるめ） 11%		式	1		15,772	
計					159,600	
単価					159,600	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	現場溶接		単位	m	数量	10	単価	24,090

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	1.13	40,800	46,104	
橋りょう特殊工		人	4.54	36,400	165,256	
諸雑費（率＋まるめ） 14%		式	1		29,540	
計					240,900	
単価					24,090	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	反力受替(ｼﾞｬｯｷﾀﾞｳﾝ)		単位	基	数量	1	単価	109,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.33	40,800	13,464	
橋りょう特殊工		人	2	36,400	72,800	
普通作業員		人	0.33	25,400	8,382	
諸雑費（率＋まるめ） 16%		式	1		15,054	
計					109,700	
単価					109,700	円／基

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	素地調整 無し 無し 無し 1種ｹﾚﾝ(ﾌﾞﾗｽﾄ処理) 有り	単位	ｍ２	数量	100	単価	11,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工　塗替塗装	昼間 素地調整 １種ケレン 制約無	ｍ２	100	7,276	727,600	
橋梁塗装工　塗替塗装	昼間 素地調整研削材及びケレンかす 制約無	ｍ２	100	4,109	410,900	
諸雑費（まるめ）		式	1		500	
計					1,139,000	
単価					11,390	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ(1層)ｽﾌﾟﾚｰ	単位	ｍ２	数量	100	単価	1,656

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工　塗替塗装　下塗り	昼間 有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁ(1層) ｽﾌﾟﾚｰ 制約無	ｍ２	100	1,656	165,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					165,600	
単価					1,656	円／ｍ２

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料(2層)ｽﾌﾟﾚｰ	単位	ｍ２	数量	100	単価	1,674

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工　塗替塗装　下塗り	昼間 弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ(2層)ｽﾌﾟﾚｰ 制約無	ｍ２	100	1,674	167,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					167,400	
単価					1,674	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	中塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 ｽﾌﾟﾚｰ 淡彩	単位	m２	数量	100	単価	762

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工　塗替塗装　中塗り	昼間 弱溶剤形ふっ素 ｽﾌﾟﾚｰ淡彩 制約無	m２	100	762	76,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					76,200	
単価					762	円／m２

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗替塗装	上塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 ｽﾌﾟﾚｰ 淡彩	単位	m２	数量	100	単価	1,267

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工　塗替塗装　上塗り	昼間 弱溶剤形ふっ素 ｽﾌﾟﾚｰ淡彩 制約無	m２	100	1,267	126,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					126,700	
単価					1,267	円／m２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾌﾞﾗｽﾄ養生ｼｰﾄ設置・撤去		単位	ｍ２	数量	100	単価	546

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	1.5	36,400	54,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					54,600	
単価					546	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	無し 無し 鈑桁構造・箱桁構造 0.5kg/m2	単位	ｍ２	数量	1	単価	5,941

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 昼間	鈑桁構造・箱桁構造 時間制約無	ｍ２	1	4,877	4,877	
塗膜剥離剤		ｋｇ	0.535	1,990	1,064	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,941	
単価					5,941	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	廃材の回収・積込	無し 無し	単位	m２	数量	1	単価	2,352

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
廃材の回収・積込 昼間	時間制約無	m２	1	2,352	2,352	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					2,352	
単価					2,352	円／m２

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗膜剥離工用養生ｼｰﾄ設置・撤去		単位	m２	数量	100	単価	546

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	1.5	36,400	54,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					54,600	
単価					546	円／m２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パイプ吊足場工	1.5m以上 263円 8.19円 10.3月 高所作業車	単位	ｍ２	数量	1	単価	19,430

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	0.271	36,400	9,864	
足場材賃料		月	10.3	683.87	7,043	
トラック運転	パイプ吊足場	日	0.032	42,970	1,375	
高所作業車運転		日	0.019	60,060	1,141	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					19,430	
単価					19,430	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	登り桟橋工（箇所）	設置･撤去･損料 9.5月 6.436m	単位	箇所	数量	1	単価	402,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう特殊工		人	5.245	36,400	190,918	
登り桟橋損料		月	9.5	22,239.76	211,277	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					402,200	
単価					402,200	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		単位	式	数量	1	単価	64,225

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技術員			1.75	36,700	64,225	
計					64,225	
単価					64,225	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック運転	パイプ吊足場	単位	日	数量	1	単価	42,970

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,300	30,300	
軽油		L	23	146	3,358	
トラック［クレーン装置付］	通称４～４．５ｔ積級　吊能力２．９ｔ	日	1.32	7,050	9,306	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					42,970	
単価					42,970	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高所作業車運転		単位	日	数量	1	単価	60,060

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,300	30,300	
軽油		L	19	146	2,774	
高所作業車（トラック架装リフト車）	ﾌﾞｰﾑ型・幅広ﾃﾞｯｷ旋回ﾀｲﾌﾟ　最大地上高10～12m以下	日	1.31	20,600	26,986	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					60,060	
単価					60,060	円／日

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 鋼橋架設工事　　合算工事： 0

対象工事費	165,826,495	直接工事費	165,826,495	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	6,880,000	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	6,880,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	158,946,495	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	158,946,495		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	11.77 %		0 %
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
率（補正後）	11.77 %		
計上額	18,708,000		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	158,946,495	直接工事費	165,826,495		
非対象額計（－）	6,880,000				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	6,880,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	158,946,495	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.72　%		0　%		0　%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.72　%				
計上額	1,144,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,154,025				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	1,089,800	役務費	0	技術管理費	64,225
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	21,006,025

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	186,832,520	単独（追加工事）直接工事費	165,826,495	単独（追加工事）共通仮設費	21,006,025
非対象額計（－）	6,880,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	6,880,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	179,952,520	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	179,952,520		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	34.49 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	34.49 %		0 %		
計上額	62,065,000		0		0
			7,555,689 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所　道路管理第二課			工事番号	2026070009　　第　0　回変更
発注年月	令和08年07月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	鋼橋架設工事

工事原価	248,897,520						
純工事費	186,832,520	現場管理費	62,065,000	工期延長等に伴う現場維持費		0	
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	248,897,520	現工事	0		合算工事	0	
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	248,897,520	現工事	0		合算工事	0	
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	248,897,520						
契約保証に係る補正値	0.04　%						
一般管理費率							
単独（追加工事）	16.27　%	現工事	0　%		合算工事	0　%	
一般管理費	40,592,480						
業務委託料等	0						
調査基準価格	289,531,000						
調査基準価格の100/110	263,210,000	（ 90.92　%）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所　道路管理第二課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
橋梁保全工事		式		1		
橋梁付属物工		式		1		
沓座拡幅工		式		1		
ﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ		m2		10		
削孔	削孔径 42ｍｍ 削孔深さ 490ｍｍ	孔		192		
ｱﾝｶｰ筋挿入	D32 ｴﾎﾟｷｼ樹脂	本		192		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=24N/mm2	m3		10		
型枠		式		1		
鉄筋	SD345 D16 ～ 25	t		0.58		
橋梁補修工		式		1		
支承取替工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
支承取替 P5橋脚	全反力3800kN	基		2		
現場塗装工		式		1		
橋梁塗装工		式		1		
素地調整	1種ｹﾚﾝ(ﾌﾞﾗｽﾄ処理)	m2		3,090		
塗装塗替	RC-Ⅰ（下塗り～上塗り）	m2		3,090		
ﾌﾞﾗｽﾄ養生ｼｰﾄ		m2		1,670		
塗膜除去工		式		1		
塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回)塗膜除去	m2		3,090		
廃材の回収・積込		m2		6,180		
湿式塗膜剥離剤工用養生ｼｰﾄ		m2		1,670		
構造物撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬	既設支承	式		1		
仮設工		式		1		
足場工		式		1		
足場	吊足場 両側朝顔 防護	m2		1,677		
登り桟橋		箇所		1		
ばく露防止対策工		式		1		
鉛対応環境対策機材費		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
安全費		式		1		
鉛等呼吸用保護具等費用		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	165,826,495		
(2)共通仮設費	21,006,025		
(3)純工事費 (1)+(2)	186,832,520		
(4)現場管理費	62,065,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	248,897,520	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	40,592,480	((7)一般管理費等(計算額)	40,595,185)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	289,490,000		

(11)消費税相当額	28,949,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	318,439,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	289,490,000
(14)調査基準価格	289,531,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	263,210,000

Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事

特　記　仕　様　書

令和８年７月

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所

道路管理第二課

■ 第１編　共通編

第１章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和８年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。
（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月21日付基発第267号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　千葉県我孫子市青山　　緯度　35°53’08”　経度　140°03’05”
終点　茨城県取手市新町　　緯度　35°53’42”　経度　140°03’32”

第７条　コリンズへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、一般国道６号大利根橋(下り)の塗装塗替工事及び支承取替工事を行うものである。

主な工種は現場塗装工であり塗膜除去工約 3,000m2、橋梁塗装工約 3,000m2 及び支承取替工２基を予定している。

第８条　コリンズへの設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例）※２

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｈ３０常陸管内橋梁補修設計業務	4034697733
Ｈ２５管内橋梁補修設計業務	4017010167
Ｒ６常陸河川国道管内橋梁補修設計（その１）業務	4057768600

第９条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

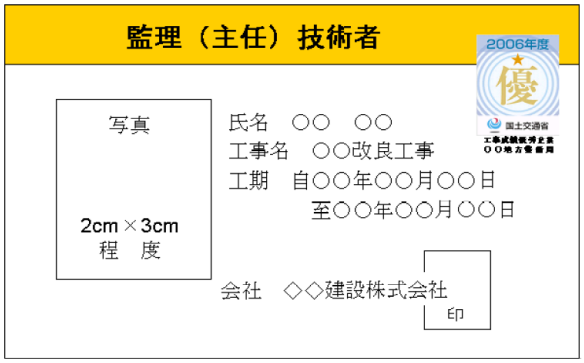

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。

４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

※別紙様式－００参照

第１１条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を

行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。
全ての工種

第１３条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条　工事書類の作成について

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和８年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）令和８年３月版　国土交通省(国土技術政策総合研究所)

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若し

くは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　設計・施工技術連絡会議(三者会議)の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条　ワンデーレスポンスについて

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレス

ポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

１．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１７から１－１－１－１９に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金の変更を請求することができる。

第２４条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1．特定建設資材の分別解体等の再資源化等

① 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工程ごと	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

との作業内容及び解体方法	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

コンクリート塊の搬出については当初見込んでいない。

② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２６条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。

また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３ 配合」に従うものとする。

第２７条　工事完成図等の作成について

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２８条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和８年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第２９条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、

被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準という。）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３０条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（１０）鏡と手洗器

（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
（１３）擬音装置（機能を含む）
（１４）着替え台
（１５）臭気対策機能の多重化
（１６）室内温度の調整が可能な設備
（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３１条　BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

(例)

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する

	際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
〔推奨項目〕	
重ね合わせによる確認	３次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 （例）本工事では、建築限界及び構造物等と官民境界の位置を確認する。
現場条件の確認	３次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。 （例）本工事では、建機の搬出入経路及び旋回範囲を確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの３次元モデルで施工可能かどうかを確認する。 （例）本工事では、交通規制を伴う部分の切り替え、作業スペース等を確認する。 （例）本工事では、工事進捗に伴い変化する仮設及び建機等の作業スペース等を確認する。
施工管理での活用	３次元モデル上で施工手順等を区分し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。 （例）本工事では、護岸工の打設日毎に色分けをし、進捗確認を行う。
〔３次元モデル作成の目安〕	
詳細度	２００～３００程度※１ ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報※2 ※2 部材等の名称、規格、仕様等の情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。（BIM/CIM取扱要領「附属資料３ オブジェクト分類」を参照）

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要
２）整理すべき課題
３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
５）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
６）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
７）３次元モデルの作成担当者
８）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を

作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

１）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

２）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３２条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。なお、令和８年度における重点安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ.架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ.建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ.資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ.足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ.地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ.第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ.事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

Ⅰ　労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

Ⅱ　労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

Ⅲ　厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

６．工事期間中に配置する交通誘導警備員は計上していない。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

７．交通規制の認識対策

路上工事で、交通規制を行う場合、保安施設の設置、撤去に先がけ、発煙筒を使用するなど、規制帯内への一般車の飛び込み事故の防止に努めること。(参考図参照)

８．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URL に基づいてUAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第３３条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が２５℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３４条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３５条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第３６条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第３７条　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第３８条　環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

１．工種
　橋梁補修工
　仮設工
２．建設機械・設備
　低騒音・低振動認定機械
　騒音防止を施した機械
３．施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

第３９条　環境対策(特定調達品目の調達実績の調査について)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。　ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和９年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４０条　環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４１条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４２条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1)仮設備関係

昇降設備の充実を実施するものとする。

(2)営繕関係

現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。

現場休憩所の快適化

(3)安全関係

工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)を実施するものとする。

(4)地域連携

社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100%を上限として設計変更の対象とする。

第４３条　工期変更

１．工期は、雨天、休日等３９日を見込み、契約の翌日から令和９年２月２６日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①　準備期間	６０日間
②　後片付け期間	２０日間
③　雨休率 （実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	０．７６ *※茨城県：猛暑日補正有り*
④　余裕期間	任意で設定可能

雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２７日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：６日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2021 年～2025 年）の気象庁（水戸観測所）及び環境省（水戸地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業

不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年２月２６日まで

契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第４４条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４５条　工事工程表の開示試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合は、これに協力すること。

第４６条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、水戸観測所（気象庁のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第４７条　施工時期及び施工時間の変更（作業区分）

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	すべての工事	8：00 ～ 17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第４８条　施工時期及び施工時間の変更（他機関との協議）

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議が必要である。

１．協議機関

国土交通省関東地方整備局利根川下流事務所

２．協議箇所（協議内容）

大利根橋（仮設足場の設置）

３．制約を受ける施工内容

大利根橋（全ての作業）

仮設工及び施工ヤードに関する占用協議が必要であるため、占用協議に必要な仮設計画を監督職員へ提出するものとする。

第４９条　他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ８・Ｒ９土浦国道管内維持工事	土浦国道出張所管内	令和8年4月～令和10年3月
Ｒ８・Ｒ９土浦国道管内緑地管理工事	土浦国道出張所管内	令和8年4月～令和10年2月

第５０条　工事支障物件

本工事区間においては、工事支障物件を見込んでいない。なお、施工条件に変更を要する場合には、監督職員と協議するものとする。

第５１条　概算・概略数量

現地調査後、補修対象箇所以外に損傷や腐食の著しい箇所及び腐食の原因となる要素等が発見された場合、監督職員に報告するものとする。

上記について、本工事での補修の有無について、監督職員と協議するものとし、補修を行う場合は設計変更の対象とする。なお、補修方法については監督職員と協議の上決定するものとする。

第５２条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

１）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL https://www.netis.mlit.go.jp

２）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５３条　新技術の活用

１．本工事は、施工者が原則１技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において第５２条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第５２条 新技術の活用「新技術の定義」に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、

設計変更の対象としない。

5．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。

6．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

7．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５４条　建設現場の遠隔臨場の実施

1．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

2．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3．実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報

共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams､zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８）通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第５５条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５６条　契約後ＶＥ方式

１．定義について

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能

とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲について

１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

２）契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出について

１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－０１～０４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

４）発注者が別途発注する関連工事との関係

５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査について

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用されることを原則として審議を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否について

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（別紙様式－０５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等について

１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護について

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在について

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるのもではない。

第５７条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第第５２条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

５．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５８条　情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式－１８を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第２章　無筋・鉄筋コンクリート

第５９条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用　　途	粗骨材の最大寸法	ｽﾗﾝﾌ	水ｾﾒﾝﾄ比	呼び強度	ｾﾒﾝﾄの種類	備考
沓座拡幅工	２５mm	12cm±2.5cm	５５%以下	σck=２４N/mm2(240kgf/cm2)	高炉ｾﾒﾝﾄＢ種	図面参照

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成１４年８月一部改正）により行うものとする。

第６０条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
・最大高さ１ｍ未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管（函）渠等（φ600 未満、600mm×600mm 未満）の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。
・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

第６１条　型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第３章　個人情報の取り扱いについて

第６２条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第６３条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第６４条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第６５条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第６６条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第６７条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第６８条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第６９条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第７０条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができ

る。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第７１条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第７２条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

■ 第２編　土木工事共通編

第１章　総則

第７３条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を日本振興株式会社に委託している。

第７４条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第７５条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入してい

ない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７６条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第７７条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和８年２月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和８年２月）」を参考とするものとする。

２．　本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第７８条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７９条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表

②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第８０条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　一般施工

第８１条　仮設工

図面等で指定している仮設工は、その標準を示したものであり、現地の状況を十分把握し安全性、細部構造等の検討を行い、工事の施工については、受注者の責任において実施しなければならない。なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第８２条　廃棄物の処理について

塗膜剥離剤、一種ケレン（ブラスト処理）の廃材、鉛対応環境対策資機材等の有害廃プラの運搬処分は別途業務で行う予定である。

第８３条　高架橋下への搬入

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

第８４条　鉄筋探査

沓座拡幅工で設置するアンカーと既設鉄筋が干渉しないよう事前調査を行うこと。なお、鉄筋探査の数量は当初見込んでいないが、鉄筋探査の範囲は監督職員と協議の上、決定すること。鉄筋探査の数量は設計変更の対象とする。

■ 第３編　道路編

第１章　道路修繕

第８５条　橋梁塗装工

塗装の種類、塗装回数及び各層毎の標準使用量は下表のとおりとする。

外面　塗装仕様（Rc-I 塗装系）

塗装区分	工　程	塗料種類	塗装回数	標準使用量 標準膜厚	摘　要
前処理	素地調整	1種ｹﾚﾝ	－	－	
現場塗装	下塗り	有機ｼﾞﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ 下塗り	1回	600g/m2 75μm	スプレー
	下塗り （第１層）	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ 樹脂塗料下塗	1回	240g/m2 60μm	スプレー
	下塗り （第２層）	弱溶剤形変性ｴﾎﾟｷｼ 樹脂塗料下塗	1回	240g/m2 60μm	スプレー
	中塗り	弱溶剤形ふっ素 樹脂塗料用中塗	1回	170g/m2 30μm	スプレー
	上塗り	弱溶剤形ふっ素 樹脂塗料上塗	1回	140g/m2 25μm	スプレー

第８６条　塗膜剥離

１．塗装の剥離作業

当該塗料の成分について鉛等の有害物質が確認された場合は、当該塗料の剥離等作業を行う業者は、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること。

２．剥離作業における近隣環境への措置

１）剥離等作業は必ず湿潤化して行う。

２）隔離区域等内作業場に粉塵を集塵するため適切な除塵機能を有する集塵排気装置を設ける。

３）隔離区域等内作業場に粉塵を外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底する。

４）隔離区域等内作業場については、関係者以外の立ち入りを禁じ、区域内で作業や監視を行う労働者について、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する作業マスクを着用する。

５）呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉塵を十分に払い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管する。

６）隔離区域等内作業場の粉塵を運搬し、又は貯蔵する時は、当該粉塵が発散するおそれがないよう堅固な容器を使用し、又は確実な包装をする。また、保管については、一定の場所を定めておく。

３．塗膜剥離技術

新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」により試験を実施した、「土木鋼構造物用塗膜剥離技術」より選定を行うこととする。また、橋梁塗膜剥離剤の選定にあたっては、上記技術の中から現場適用条件や現場試験等の結果により選定することとする。

塗膜剥離技術は「バイオハクリＸ－ＷＢ工法（NETIS 番号：KT-160043-VE）」を見込んでいるが、選定した塗膜剥離技術は設計変更の対象とするため、監督職員と協議し承諾を得るものとする。

第８７条　色彩

塗装色については、淡彩系を標準とする。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第８８条　中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

１．本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

２．調達検討資材は下表を想定している。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
塗料用シンナー	塗料用シンナーＡ	236ｋｇ	Ｒ８．８月	取手地区

３．受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

４．受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第８９条　鉛対応環境対策機材費

鉛対応環境対策機材費の数量は下表のとおりとする。

名　称	規　格	単 位	数　量
負圧集塵装置	基本料 最大風量5/7m3/min	台	1
負圧集塵装置	賃料	月	3.57
一次フィルター	負圧集塵装置用	枚	13
二次フィルター	負圧集塵装置用	枚	2
ＨＥＰＡフィルター	負圧集塵装置用	枚	1
チャコールフィルター	負圧集塵装置用	枚	4
ペットクリアダクト	φ250　吸込側　L=10m	本	1
ダクトバンド	φ250	個	1

集塵専用掃除機	基本料 吸込み能力3,900L/min	台	1
集塵専用掃除機	賃料	月	3.57
一次フィルター	集塵専用掃除用	枚	2
ＨＥＰＡフィルター	集塵専用掃除用	枚	1
チャコールフィルター	集塵専用掃除用	枚	1
セキュリティルーム	W1500×L4500×H2000	箇所	1
セキュリティルーム用シート		箇所	1
エアシャワー	基本料	台	1
エアシャワー	賃料	月	3.57
一次フィルター	エアシャワー用	枚	2
ＨＥＰＡフィルター	エアシャワー用	枚	1
チャコールフィルター	エアシャワー用	枚	2
危険物容器	200L鋼製オープンドラム	缶	5
危険物容器	18Lペール缶	缶	2

これにより難い場合は、監督職員と協議するものとし、数量については設計変更の対象とする。

第９０条　安全費

鉛等呼吸用保護具等費用の数量は下表のとおりとする。

(大利根橋)

名　称	規　格	単 位	数　量
電動ファン付呼吸用保護具		台	4
呼吸用保護具フィルター		個	135
ＣＦカバーグラス	1袋当たり5枚入り	袋	2
使い捨て化学防護服	シューズカバー含む	着	135
防護手袋	ニトリル	双	135

これにより難い場合は、監督職員と協議するものとし、数量については設計変更の対象とする。

第９１条　塗装塗膜性状調査

施工に先立ち、塗装塗膜性状調査（溶出試験、含有試験）を実施し、有害物質の含有を確認すること。塗装塗膜性状調査は設計変更の対象とする。

第９２条　既設ＲＣ構造物の削孔

１．受注者は、削孔に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、工事目的物を施工しようとする既設ＲＣ構造物について、形状や鉄筋の位置、添加物等の状況を把握し、設計図書の照査を行うものとする。

２．受注者は、既設ＲＣ構造物の鉄筋位置が設計図書に明示されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等による非破壊試験により既設ＲＣ構造物の配筋状況の確認を実施するものとする。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、実施方法については、事前に監督職員に提出するものとする。

３．受注者は、前項により既設ＲＣ構造物の鉄筋の位置を確認後、施工図を作成し監督職員に提出するものとし、削孔位置等に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

４．受注者は、削孔にあたっては、既設ＲＣ構造物の鉄筋に損傷を与えないようにするとともに、コンクリートの品質を低下させないよう十分に注意して施工するものとする。
５．受注者は、削孔時に何らかの理由により施工が困難となった場合には、作業を中止し、当初に削孔した孔の処置方法を含めて監督職員と協議するものとする。なお、それまでの調査・施工が適切に実施されている場合には、充填補修に要する費用は設計変更の対象とする。

第９３条　削孔作業

受注者は、既設鉄筋コンクリート構造物の削孔作業にあたっては、以下を実施する。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議することとする。

① 事前調査

受注者は、設計図書により既設構造物の配筋状況を確認しなければならない。また、工事着手前に鉄筋探査機等により調査し、削孔範囲周辺の配筋状況を確認しなければならない。但し、設計図書において鉄筋探査等による既設構造物の配筋状況が確認されている場合はこの限りでない。

② 削孔計画図の作成

受注者は、上記①の事前調査の結果を踏まえ、削孔計画図を作成し、監督職員に提出する。

③ 削孔作業の実施

受注者は、削孔計画図に基づき、削孔作業を実施することとする。

なお、施工中に鉄筋に接触するなどにより削孔計画図に修正が生じた際は監督職員に変更削孔計画図を提出する。

変更削孔計画図により構造計算を実施する。（構造計算に必要な費用については設計変更の対象とする。）

④ 段階確認

受注者は、削孔作業について、段階確認を受けなければならない。

また、受注者は、段階確認時まで、削孔によるコアを保存しなければならない。

段階確認の内容は以下のとおりとする

・確認時期：削孔作業完了時
・確認事項：削孔計画図（変更削孔計画図）と削孔位置の照合、コアの状況、削孔長、削孔径、削孔の間隔、孔内状況
・確認数量：全数

⑤ 鉄筋損傷を防ぐ削孔機の使用

受注者は、鉄筋損傷を防ぐ削孔機を使用する場合は、監督職員と協議を行うものとし、設計変更の対象とする。

第９４条　アンカーボルト

受注者は、既設のコンクリート構造物に対する後付けアンカーボルトの施工にあたっては、以下を実施する。なお、「後付けアンカーボルト」とは具体には削孔後のアンカーボルト・アンカー鉄筋（以下、アンカーボルトという。）を指すものである。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議することとする。

① 受注者は、既設 RC 構造物への削孔後の孔内を十分に乾燥させ、削り屑は確実に除去してから、エポキシ系樹脂を製品の取扱説明書等に基づき適切に注入するなどによりアンカーボルトを定着させなければならない。

② 受注者は、アンカーボルト挿入時に何らかの理由により施工が困難となった場合

は、監督職員と協議するものとする。

③ 受注者は、アンカーボルトの材料搬入時に設計図書に示す長さ・径・材質について全数を確認するものとする。

④ 施工管理

１）受注者は、出来形管理としてアンカーボルト孔の削孔長を曲がらない定規で全数を確認することとし、その規格値は設計値以上とする。

２）受注者は、アンカーボルト定着後、所定のアンカーボルト定着長が確保されているか確認のための試験を超音波探傷器を用いて全数を確認するものとする。所定のアンカーボルト定着長の規格値は、設計値－20mm 又は－1D（アンカーボルト径）のいずれか小さい値とする。

３）試験方法は、「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)」(平成 15 年 11 月)(以下、測定要領という。)に基づき実施し、その測定は、超音波探傷器に精通した第三者機関の測定技術者が全数を行うものとし、測定結果をその都度記録(プリント出力機能がある探傷器を使用した場合は、プリント出力)するものとする。

測定要領を受注者が所持しない場合は、監督職員に通知を求めるものとする。

なお、実施方法については、事前に監督職員に提出するものとする。

⑤ アンカーボルト定着の品質管理

受注者は、アンカーボルト定着の品質管理として、監督職員が指示するアンカーボルト設置位置で引張耐力試験を以下のとおり実施する。

試験方法、規格値：設計図書に別途定める。

試験の頻度：上部工への施工は 1 径間毎に 3 本以上、

下部工への施工は下部工 1 基毎に 3 本以上。

⑥ 上記①～⑤の資料及び実施状況について、デジタル写真等にて整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

第９５条　支承工

支承モルタルは、無収縮性モルタル(セメント系プレミックスタイプ)とし、配合については、次表のとおりとする。

（1m3 あたり）

名　称	規　格	単 位	数　量
無収縮材	セメント系プレミックスタイプ	kg	1875
水		L	338

第９６条　本工事に伴う資材及び歩掛

下記に記載の資材及び歩掛に関して、本工事にて施工するものとするが、当初計上していないため、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

資材　アンカーボルト（Anc.B D29×485、Anc.B D29×160）、1 種ナット（M27 用）、ワッシャー（M27 用）、カプラー（M27 用φ42×60）、SM400A（560x22x660）、鉄筋（D32）

歩掛　鉄筋（D32 組立加工）、鉄筋探査（横向き）、近接調査計測工

第９７条　鋼製台座

鋼製台座の表面処理は溶融亜鉛メッキとする。工場外面塗装 C-5 塗装系、工場内面塗装 F-12 塗装系とする。塗装仕様に変更が生じる場合は監督職員と協議するものとする。

第２章　その他

第９８条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全処置等を講ずるものとする。

３．工事箇所において震度４以上の地震が発生した場合は、土・日曜日、祭日及び天候等による休工日に係わらず、ただちに現場及び工事関連施設の状況確認を行い、概ね１時間以内に異常の有無を監督職員に報告するものとする。

第９９条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝

	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。

５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

①道路施設台長作成総括表
②道路施設基本データ総括表
③道路施設基本データ一覧表
④道路施設台帳チェックシート
⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦工事数量総括表

第１００条　道路橋維持管理資料の作成

１．本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。

２．本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第１０１条　全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録について

１．受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、施工結果等のデータを、全国道路施設点検データベース（道路橋）（以下「点検 DB（道路橋）」）に登録する。

登録するデータは以下の通りとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第１０２条に定めるとおりとする。なお、点検 DB（道路橋）の管理運営団体に支払う登録料については設計変更の対象とする。

【全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録データ】

「補修･補強工事調書の記入要領（案）」に示される補修･補強工事調書データ、および「道路管理データベース データ作成マニュアル（案）」の塗装歴（D019）、補修歴（D01A）データ

２．受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検 DB（道路

橋）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙－７」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第１０２条　登録するデータに係る権利について

１．本工事の成果として点検 DB（道路橋）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

２．点検 DB（道路橋）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB（道路橋）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

３．受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB（道路橋）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作者人格権を行使せず又は行使させない。

４．前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB（道路橋）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。

５．発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

６．受注者は、点検 DB（道路橋）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第１０３条　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０４条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。（別紙様式－１７）

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４７条 第４８条 第４３条 第４３条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第３８条
工事用道路関係	■搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。	第８３条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所距離、時間等の処分条件。	第２４条 第８２条
工事支障物件等	■ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。	第５０条

別紙－５

概略工事工程表

工事名　：　Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事

工　種		単位	数量	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	備考
準備		式	1								・60日間
橋梁付属物工		式	1								沓座拡幅工(3Pt)、橋梁補修工(3Pt)
現場塗装工		式	1								橋梁塗装工(3Pt)、塗膜除去工(3Pt)
仮設工		式	1								足場工(3Pt)、ばく露防止対策工(1Pt)
後片付け		式	1								・20日間
制約条件	年末年始・お盆	－									・12月下旬～1月上旬
	関係機関協議	－									・30日間　河川管理者
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正有り）を適用									

余裕期間※任意で設定可能

別紙－７

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 受注者名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除 を確認済

4. 発注担当課

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除 を確認済

別紙様式－１７

○○○○工事説明書

工 事 名	○○○○工事
発注者名	国土交通省　関東地方整備局　常陸河川国道事務所
請負者名	株式会社　△△建設
工　　期	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日
事 業 名	○○整備事業

事業の概要及び整備効果

当該事業は、・・・を目的に、・・・・・

工事内容

当該工事は、上記○○整備事業（延長○○ｋｍ）の内、○○ｋｍを整備する工事であり、主な工事内容としては、・・・・・

なお、○○工の施工においては、○時～○時まで片側１車線規制により・・・

連絡先

発　注　者	受　注　者
関東地方整備局　常陸河川国道事務所 道路管理第二課 ＴＥＬ：０２９－２４０－４０７３	株式会社　△△建設 ○○現場事務所 ＴＥＬ：○○○－○○○－○○○○

保 安 施 設 設 置 標 準 図 ： 参 考 例

固定規制：ＦＢ－１種	片側２車線道路	路肩側１車線規制	工事・作業等の種別	舗装補修工事、側溝設置・改良工事、ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ工事等

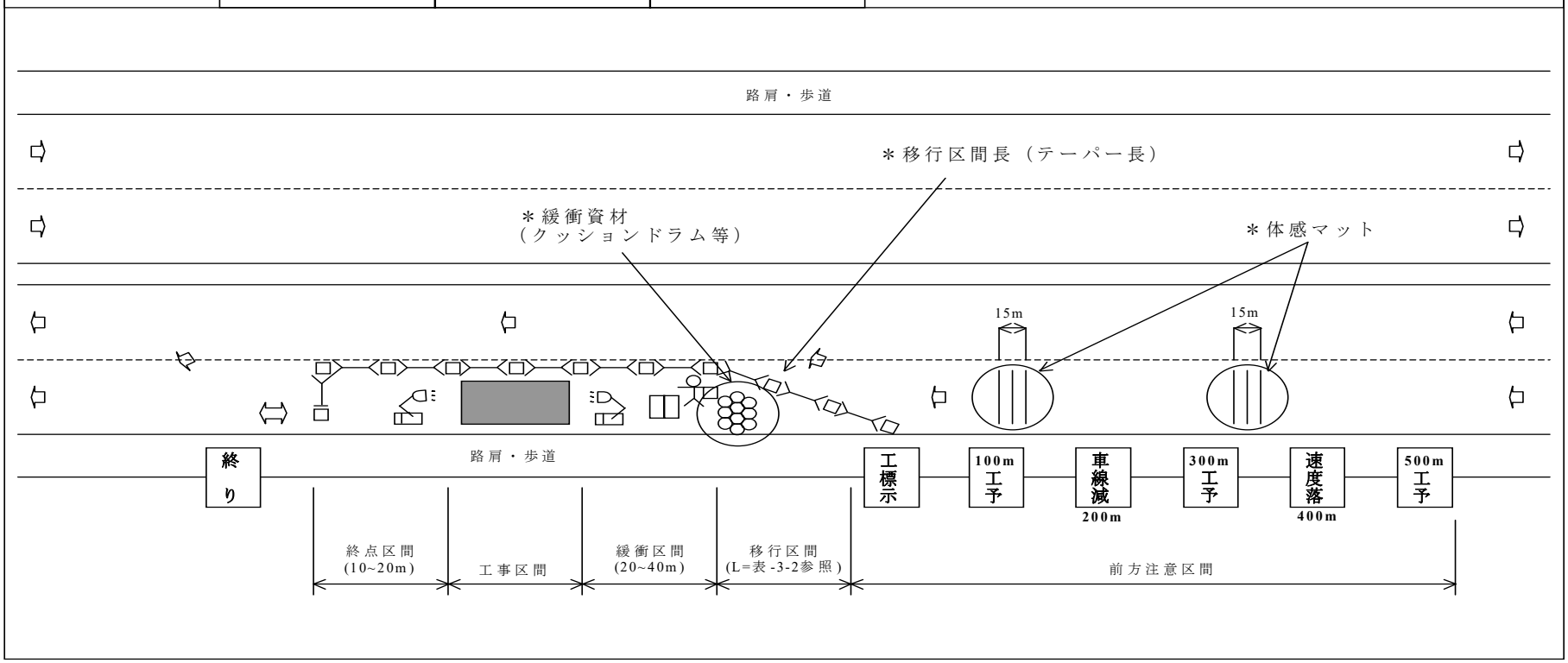

※１「交通誘導ロボット」、「標識車の追加」については必要に応じ設置する。

※２「道路工事の安全施設設置要領(案)平成８年３月(財)道路保全技術センター」より抜粋

参考図

規 制 区 間 と 発 煙 筒 と の 関 係

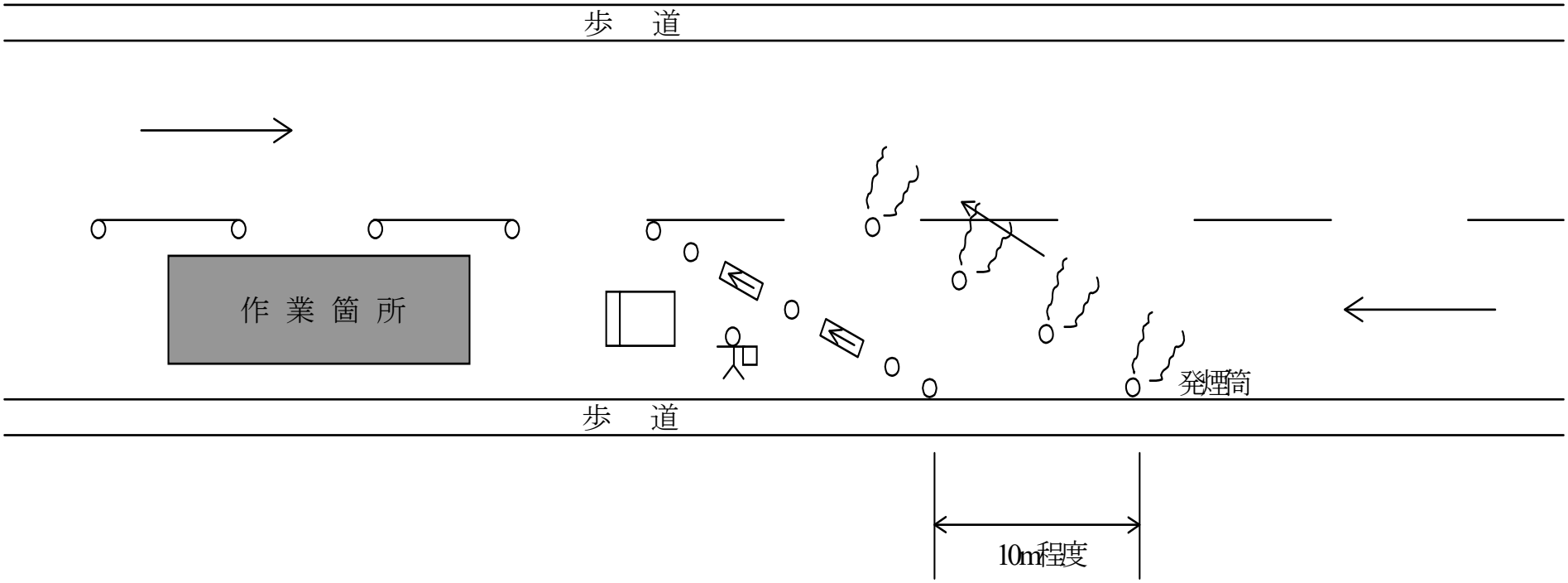

位置図 S=1:50,000

大利根橋
37.21kp～37.45kp

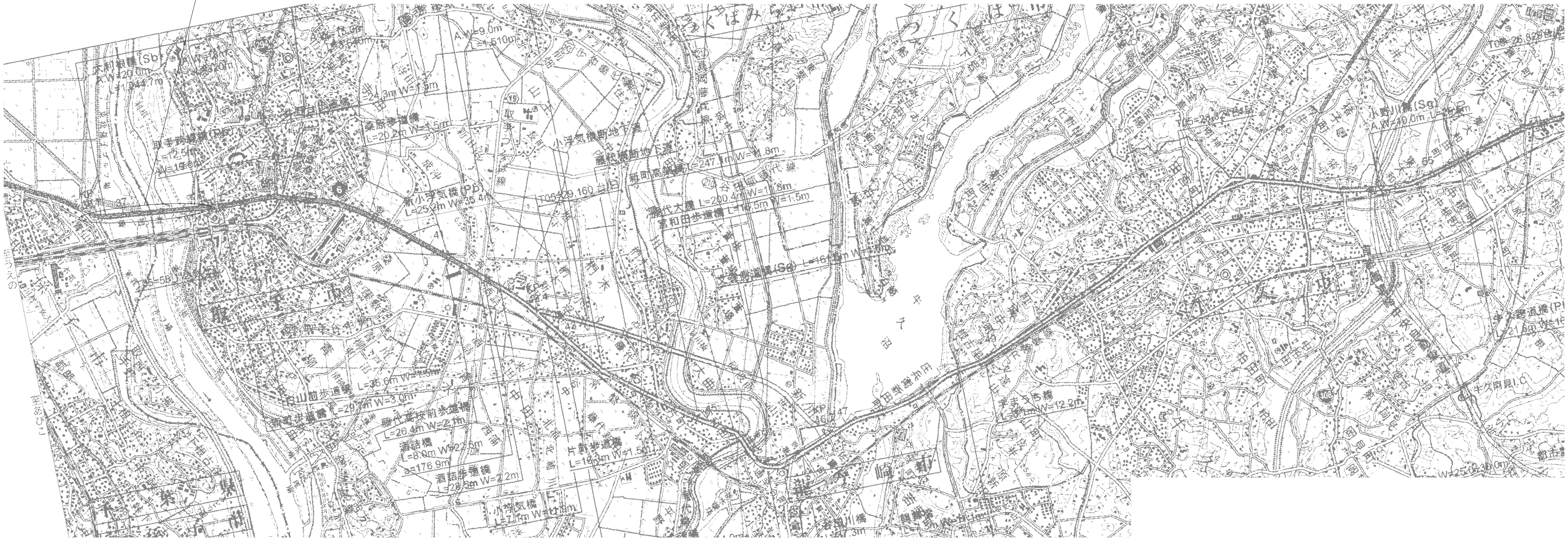

1:50,000

500 0 500 1000 2000 3000 4000 m

工 事 名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図 面 名	位置図		
縮 尺	1:50,000	図面番号	11 の 1
年 月 日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社 株式会社復建エンジニヤリング		

所長		副所長		課長		保全対策官		係長		担当	

事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所

大利根橋(下り)補修一般図(1)　S=1:1000

側面図

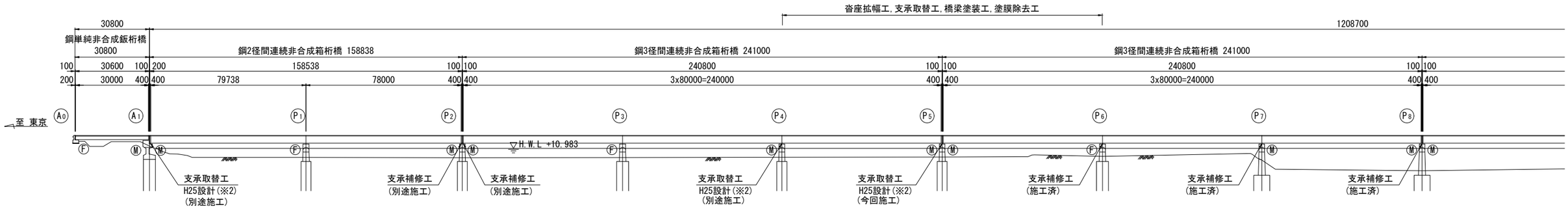

平面図

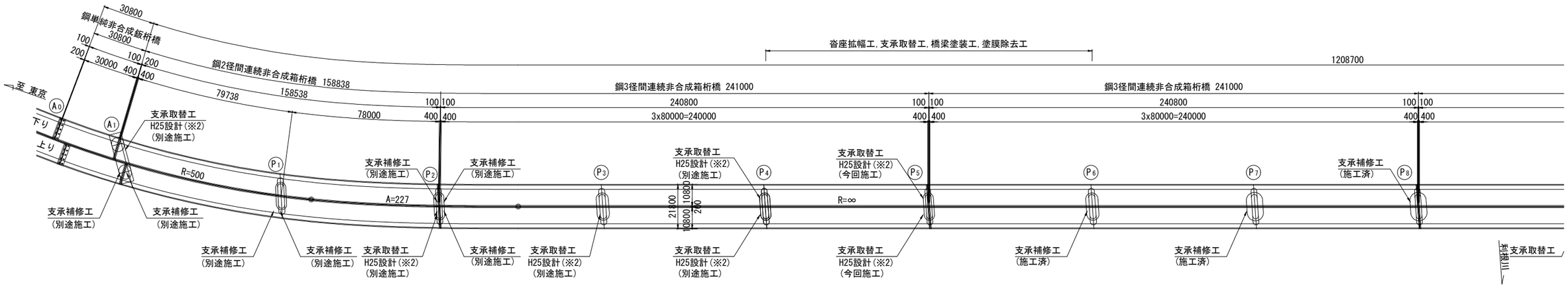

上部工断面図　S=1:100

P2～P14間

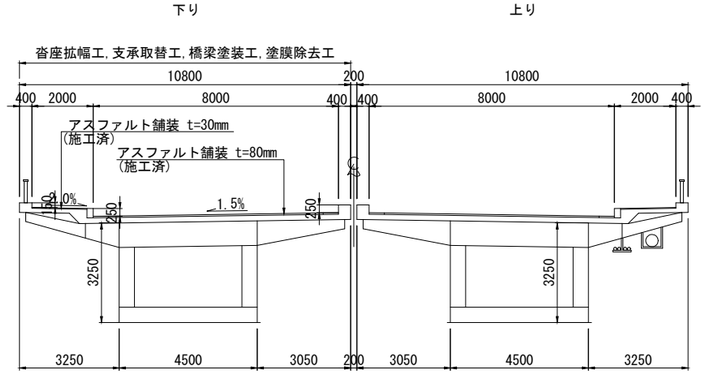

補修項目一覧表

種　別	規　格	部　位
沓座拡幅工		・沓座拡幅(P5)
支承取替工		・支承(P5)
橋梁塗装工	RC-Ⅰ	・主桁, 横桁, 縦桁, 対傾構, 下横構, 排水管, 支承, アンカーボルト(第7～8径間)
塗膜除去工		・主桁, 横桁, 縦桁, 対傾構, 下横構, 排水管, 支承, アンカーボルト(第7～8径間)

注記
1.「H25設計」と注記がある項目以外は、本設計による。
2.H25設計：「H25管内橋梁補修設計業務 H26.3 (株)復建エンジニアリング」

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図面名	大利根橋(下り)補修一般図(1)		
縮尺	図示	図面番号	11 の 2
年月日	令和　8 年　7 月　日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋(下り)補修一般図(2)　S=1:1000

側面図

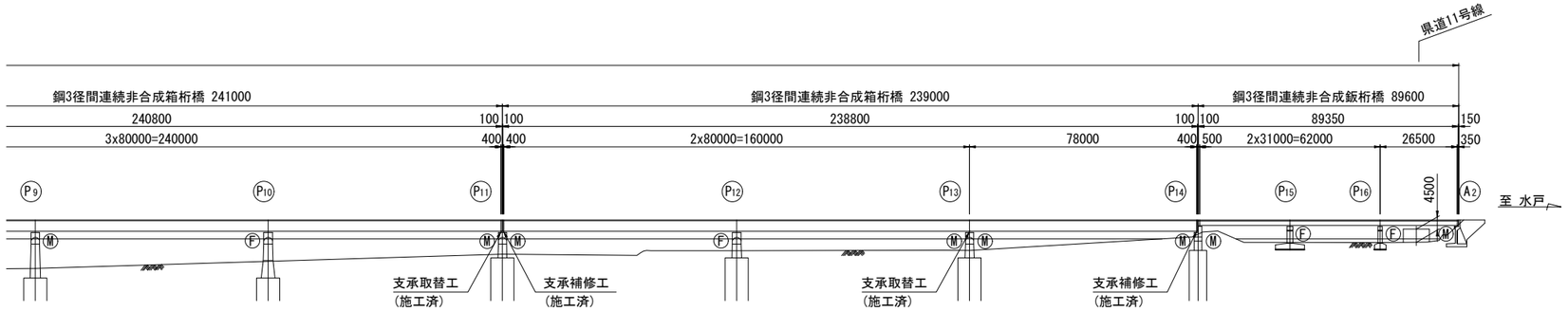

平面図

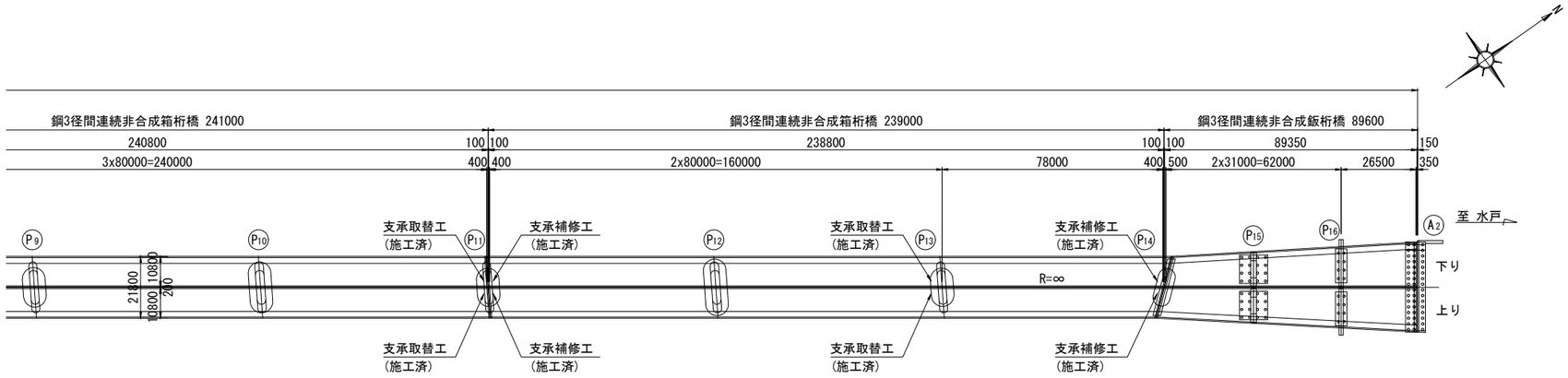

注記
1.「H25設計」と注記がある項目以外は、本設計による。
2.H25設計：「H25管内橋梁補修設計業務 H26.3 (株)復建エンジニアリング」

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図面名	大利根橋(下り)補修一般図(2)		
縮尺	1:1000	図面番号	11 の 3
年月日	令和　8 年　7 月　日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その１） S=1:50

P5橋脚

正面図

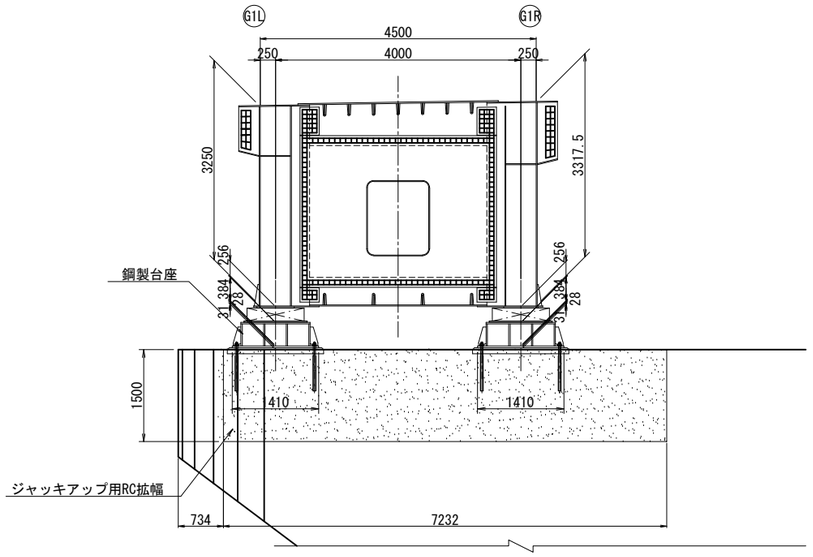

側面図

G1L

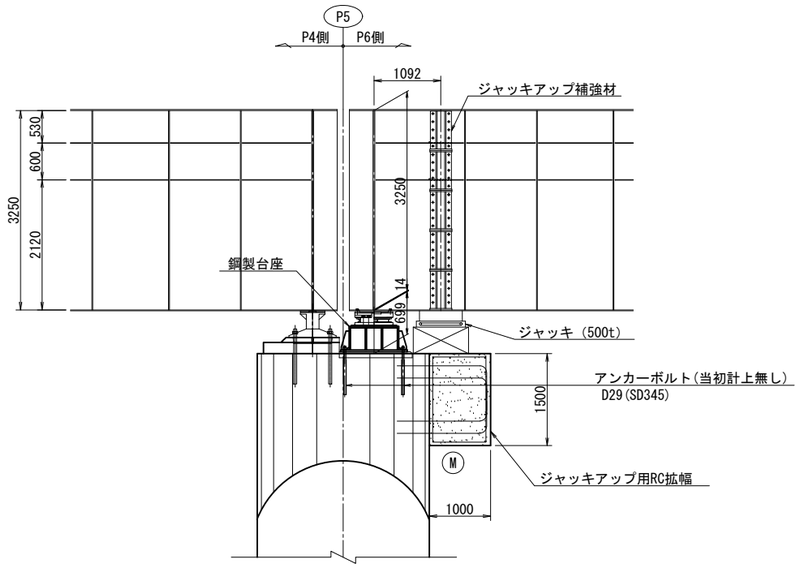

G1R

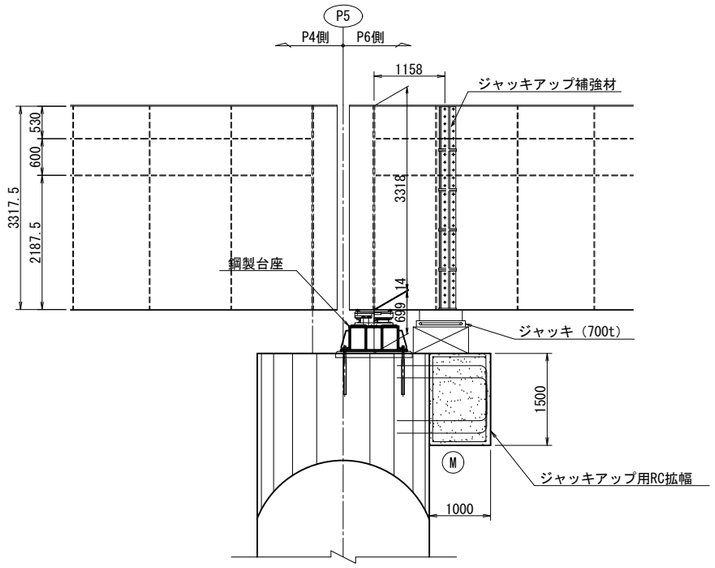

平面図

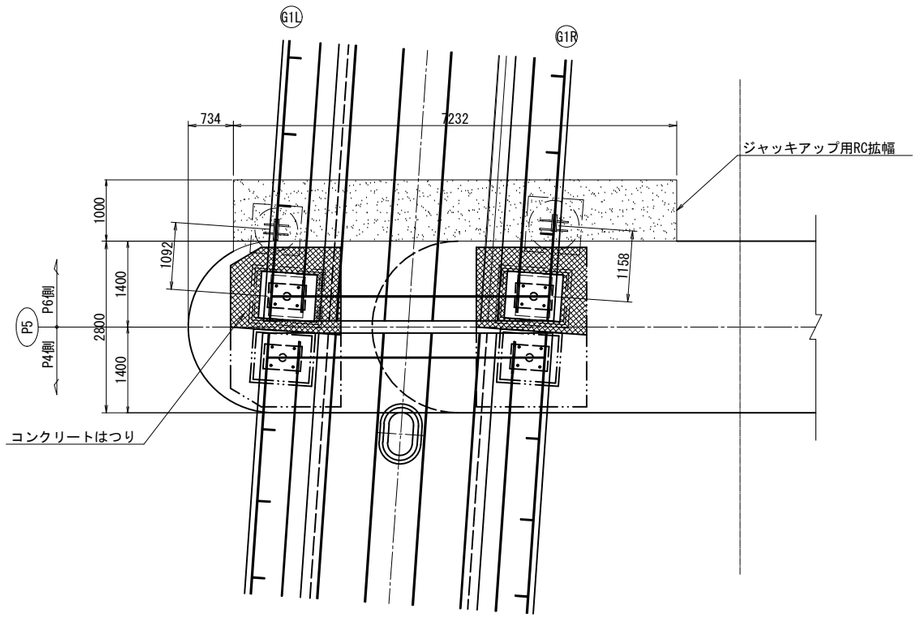

注） 1. 工事着手前に現地計測し、関連寸法を確認の上、
部材を製作すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図 面 名	大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その１）		
縮 尺	1:50	図面番号	11 の 4
年 月 日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社復建エンジニヤリング		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その２） S=1:20

P5橋脚(G1L) 支承取替

撤去概要

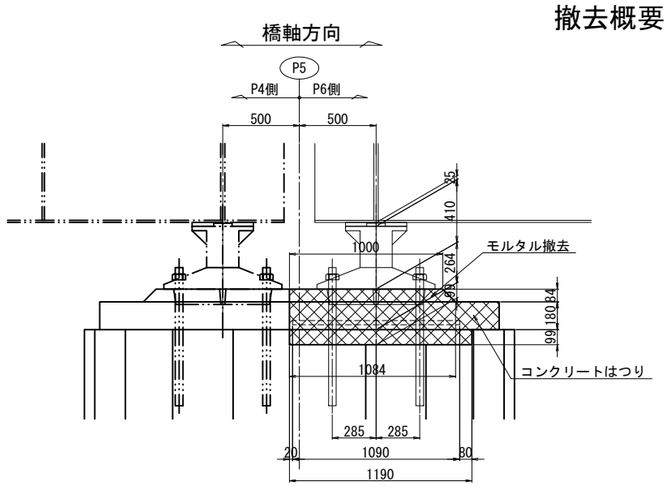

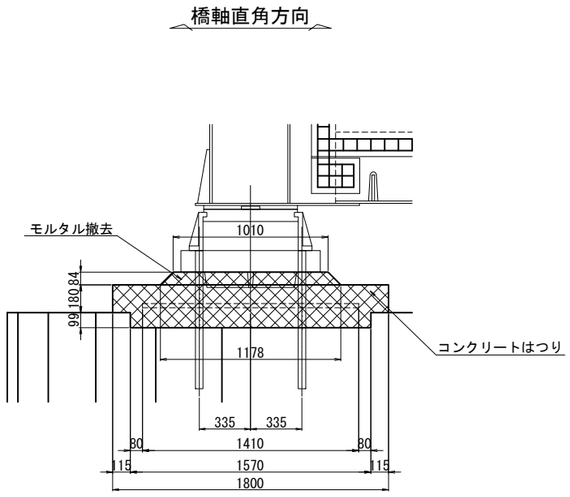

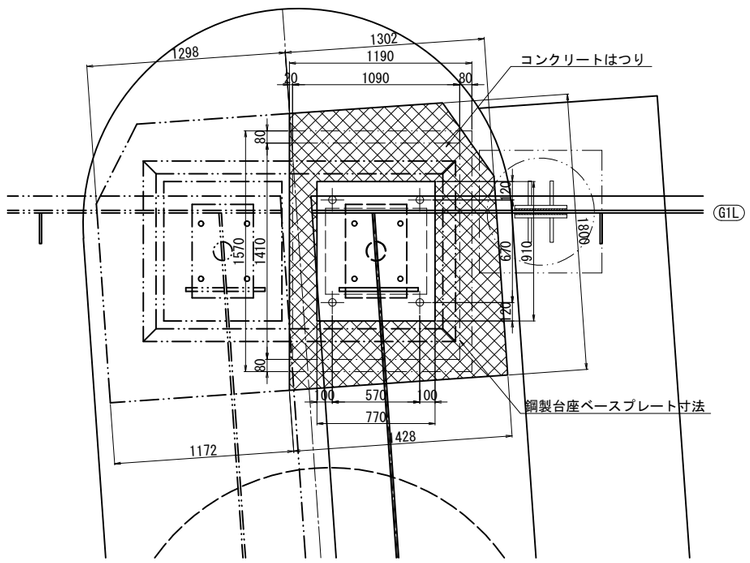

ソールプレート詳細図

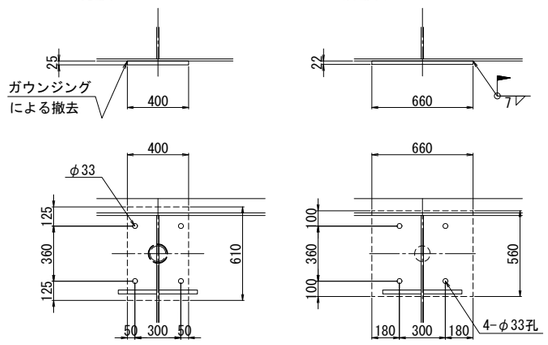

箇所数:1箇所
撤去: 1 - Sole PL 400x25x610

箇所数:1箇所
新設: 1 - Sole PL 560x22x660(SM400A)(当初計上無し)

鋼製台座詳細図

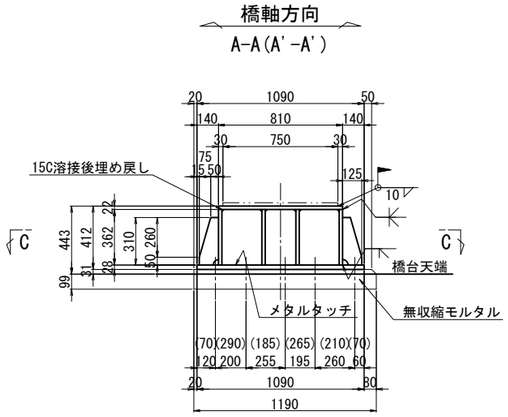

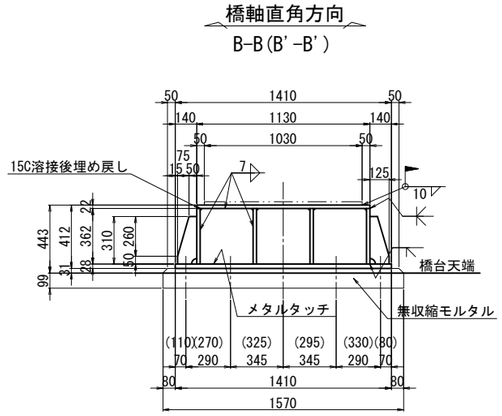

C - C

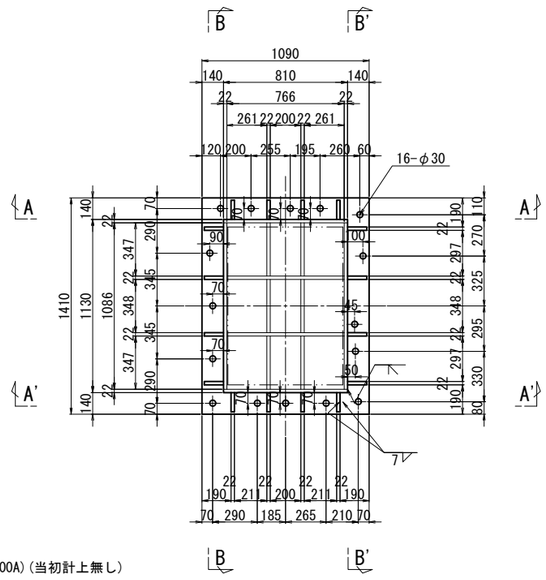

製作数:1箇所
1 - PL 1090×28×1410 (SM400A)
1 - PL 810×22×1130 (SM400A)
2 - PL 362×22×1086 (SM400A)
2 - PL 362×22× 810 (SM400A)
2 - PL 362×22× 766 (SM400A)
4 - PL 362×22× 347 (SM400A)
2 - PL 362×22× 348 (SM400A)
16 - PL 310×22× 125 (SM400A)
16 - Anc.B D29×485 (SD345)(当初計上無し)
16 - Anc.B D29×160 (SD345)(当初計上無し)
16 - Nut M27(1種) (SS400)(当初計上無し)
16 - Washer M27 (SS400)(当初計上無し)
16 - カプラー φ42×60 (当初計上無し)

アンカーボルト詳細図 S=1:10

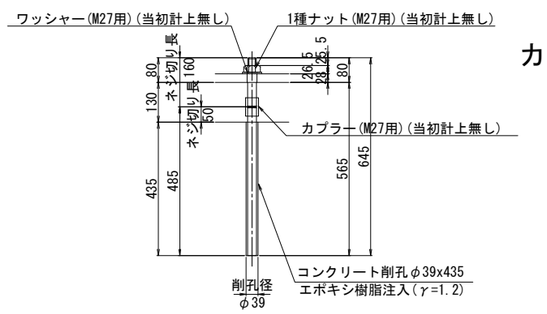

カプラー S=1:5

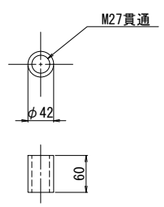

配 置 図

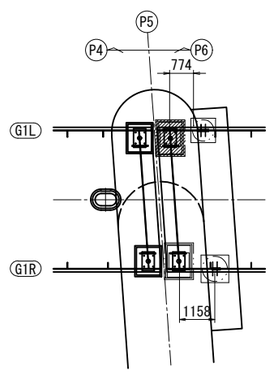

注） 1. 工事着手前に現地計測し、関連寸法を確認の上、
部材を製作すること。
2. コンクリート掘削形状は、現地計測の上決めること。
3. アンカーボルト切断長などは、現地計測の上決めること。
4. 特記なきスカーラップはR35とする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図 面 名	大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その２）		
縮 尺	図示	図面番号	11 の 5
年 月 日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社復建エンジニヤリング		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その３） S=1:20

P5橋脚(G1R) 支承取替

撤去概要

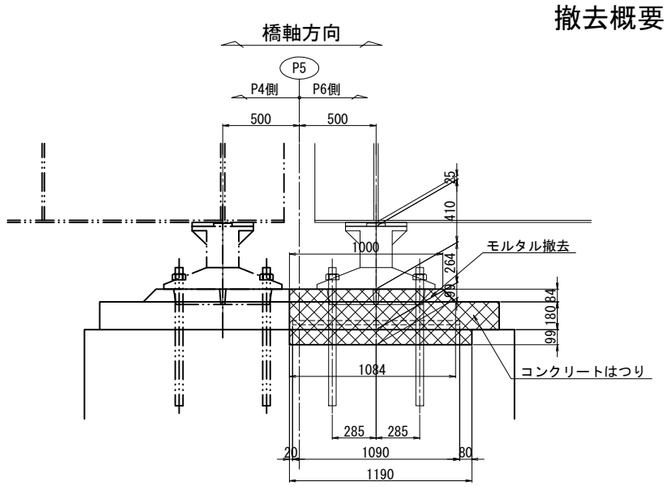

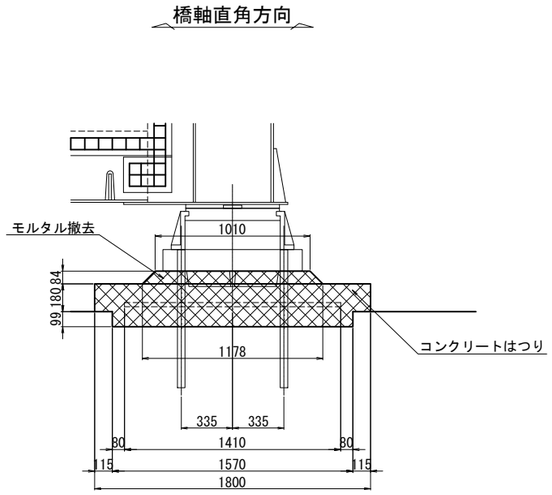

鋼製台座詳細図

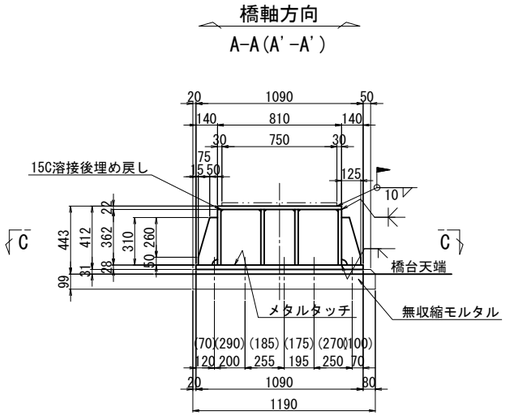

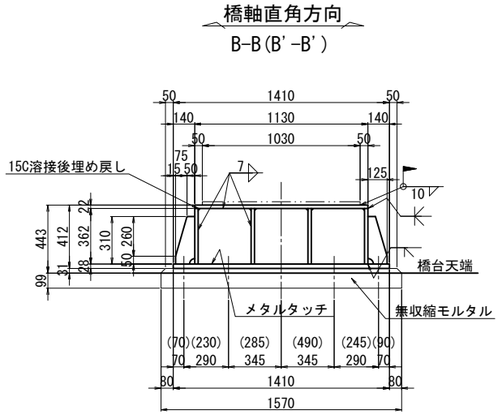

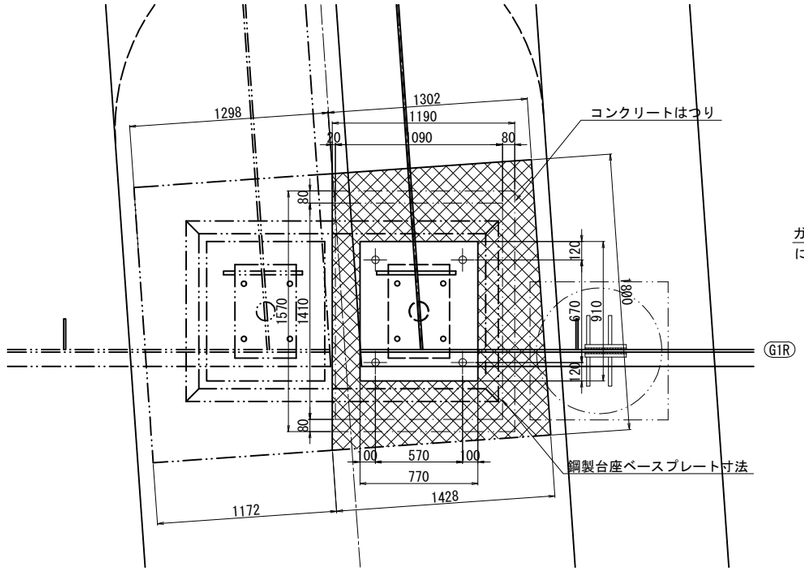

ソールプレート詳細図

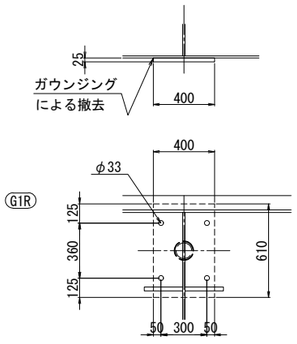

箇所数:1箇所
撤去: 1 - Sole PL 400x25x610

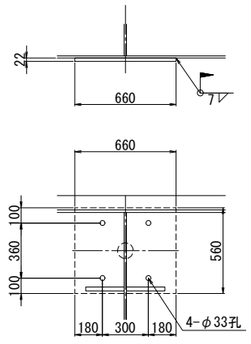

箇所数:1箇所
新設: 1 - Sole PL 560x22x660(SM400A)(当初計上無し)

C - C

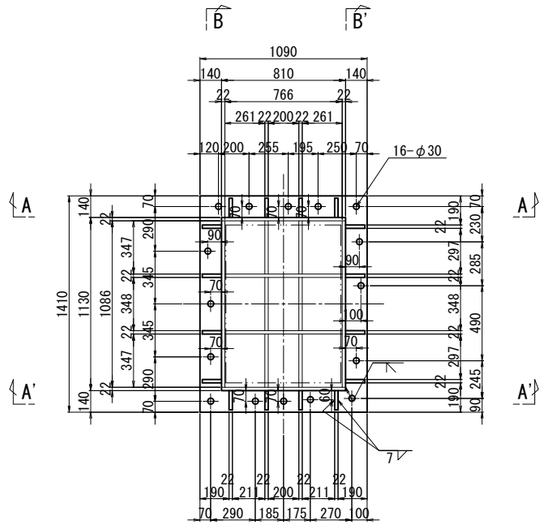

製作数:1箇所
1 - PL 1090×28×1410 (SM400A)
1 - PL 810×22×1130 (SM400A)
2 - PL 362×22×1086 (SM400A)
2 - PL 362×22× 810 (SM400A)
2 - PL 362×22× 766 (SM400A)
4 - PL 362×22× 347 (SM400A)
2 - PL 362×22× 348 (SM400A)
16 - PL 310×22× 125 (SM400A)
16 - Anc.B D29×485 (SD345)(当初計上無し)
16 - Anc.B D29×160 (SD345)(当初計上無し)
16 - Nut M27(1種) (SS400)(当初計上無し)
16 - Washer M27 (SS400)(当初計上無し)
16 - カプラー φ42×60 (当初計上無し)

アンカーボルト詳細図 S=1:10

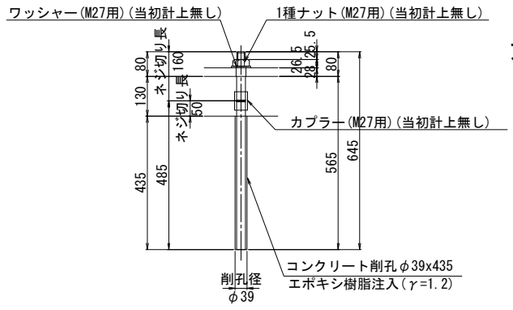

カプラー S=1:5

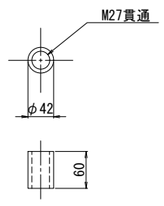

配 置 図

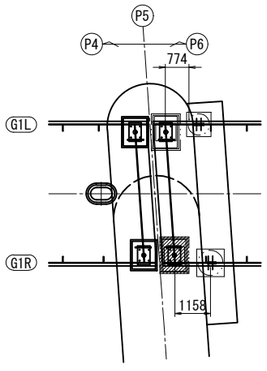

注） 1. 工事着手前に現地計測し、関連寸法を確認の上、
部材を製作すること。
2. コンクリート掘削形状は、現地計測の上決めること。
3. アンカーボルト切断長などは、現地計測の上決めること。
4. 特記なきスカーラップはR35とする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図 面 名	大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その３）		
縮 尺	図示	図面番号	11 の 6
年 月 日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社復建エンジニヤリング		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その４）　S=1:20

P5橋脚 ジャッキアップ位置箱桁補強図

G1L側

取付側面図

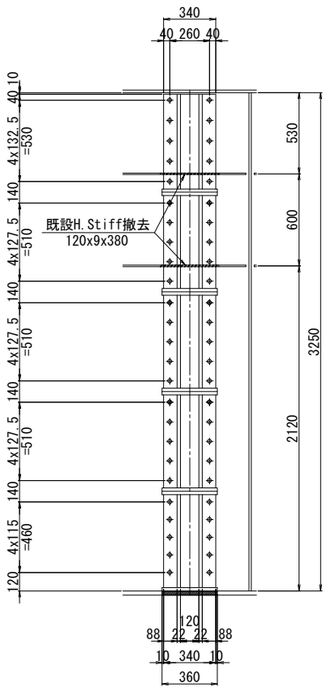

取付断面図

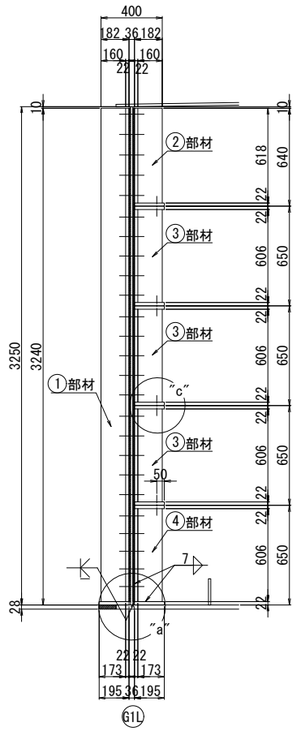

G1R側

取付側面図

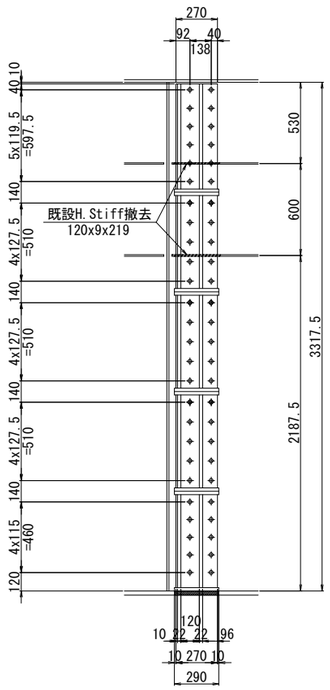

取付断面図

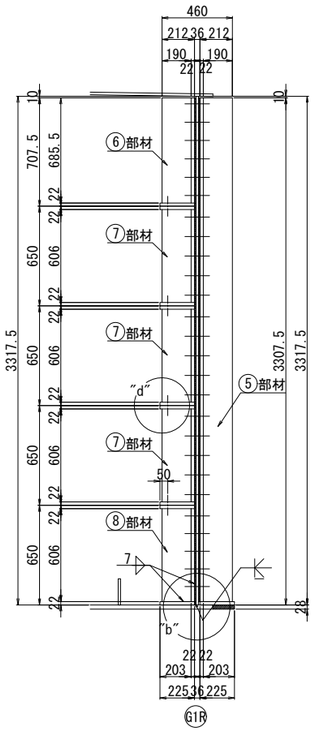

①～⑧ 正面図

①正面図

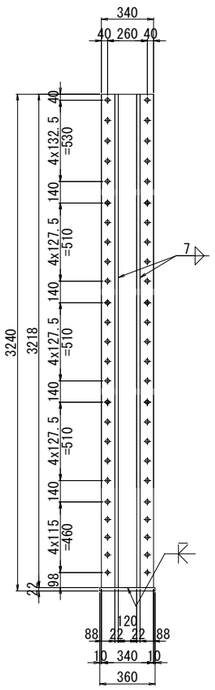

⑤正面図

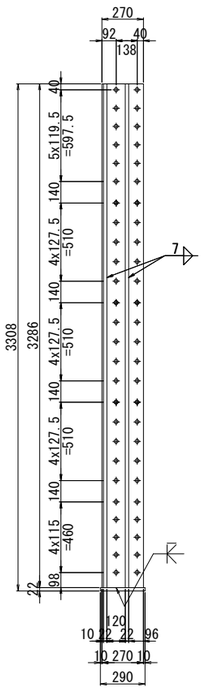

②正面図

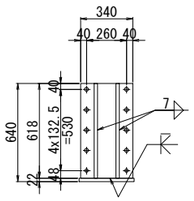

③正面図

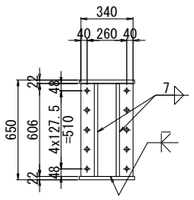

④正面図

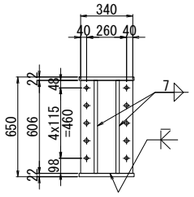

⑥正面図

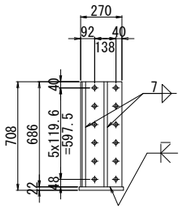

⑦正面図

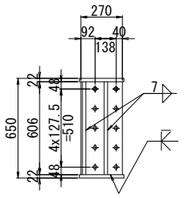

⑧正面図

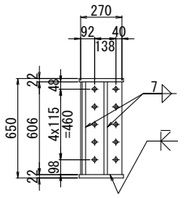

"a"("b")部詳細　S=1:10

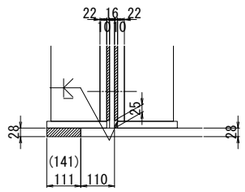

"c"部詳細　S=1:10

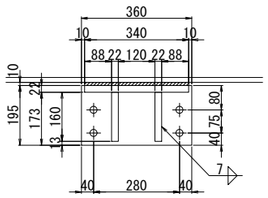

"d"部詳細　S=1:10

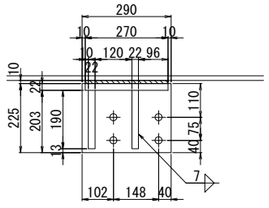

①部材1箇所当り（製作数：1基）
1-PL 340×22×3218（SM400A）
2-PL 160×22×3218（SM400A）
1-PL 195×22× 360（SM400A）
1-FIII PL 340×10×3218（SS400）

②部材1箇所当り（製作数：1基）
1-PL 340×22× 618（SM400A）
2-PL 160×22× 618（SM400A）
1-PL 195×22× 360（SM400A）
1-FIII PL 340×10× 640（SS400）
10-TCB M22×115（S10T）

③部材1箇所当り（製作数：3基）
1-PL 340×22× 606（SM400A）
2-PL 160×22× 606（SM400A）
2-PL 195×22× 360（SM400A）
1-FIII PL 340×10× 650（SS400）
10-TCB M22×115（S10T）

④部材1箇所当り（製作数：1基）
1-PL 340×22× 606（SM400A）
2-PL 160×22× 606（SM400A）
2-PL 195×22× 360（SM400A）
1-FIII PL 340×10× 628（SS400）
10-TCB M22×115（S10T）

連結ボルト
16-TCB M22×80（S10T）

⑤部材1箇所当り（製作数：1基）
1-PL 270×22×3286（SM400A）
2-PL 190×22×3286（SM400A）
1-PL 225×22× 290（SM400A）
1-FIII PL 270×10×3286（SS400）

⑥部材1箇所当り（製作数：1基）
1-PL 270×22× 686（SM400A）
2-PL 190×22× 686（SM400A）
1-PL 225×22× 290（SM400A）
1-FIII PL 270×10× 708（SS400）
12-TCB M22×115（S10T）

⑦部材1箇所当り（製作数：3基）
1-PL 270×22× 606（SM400A）
2-PL 190×22× 606（SM400A）
2-PL 225×22× 290（SM400A）
1-FIII PL 270×10× 650（SS400）
10-TCB M22×115（S10T）

⑧部材1箇所当り（製作数：1基）
1-PL 270×22× 606（SM400A）
2-PL 190×22× 606（SM400A）
2-PL 225×22× 290（SM400A）
1-FIII PL 270×10× 628（SS400）
10-TCB M22×115（S10T）

連結ボルト
16-TCB M22×80（S10T）

配 置 図

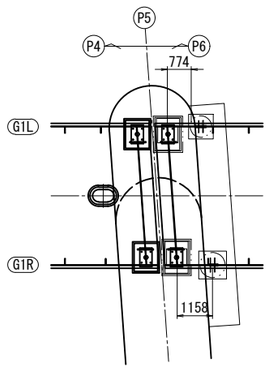

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

注記）
1. 取付及び鋼材加工に際しては、現場計測の上決定すること。
2. 高力ボルトの現場孔明けはφ26.5とする。
3. 上部主桁補強材取付け面は、既設桁の素地調整を行うこと。

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図面名	大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その４）		
縮尺	図示	図面番号	11 の 7
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社復建エンジニヤリング		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その５） S=1:20

P5橋脚 縁端拡幅詳細図

正 面 図

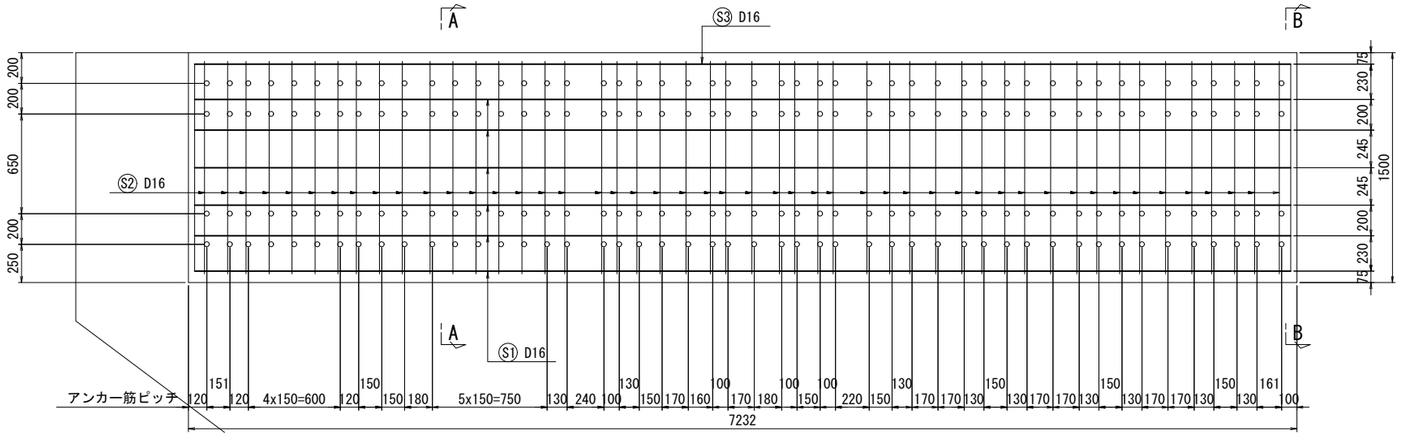

平 面 図

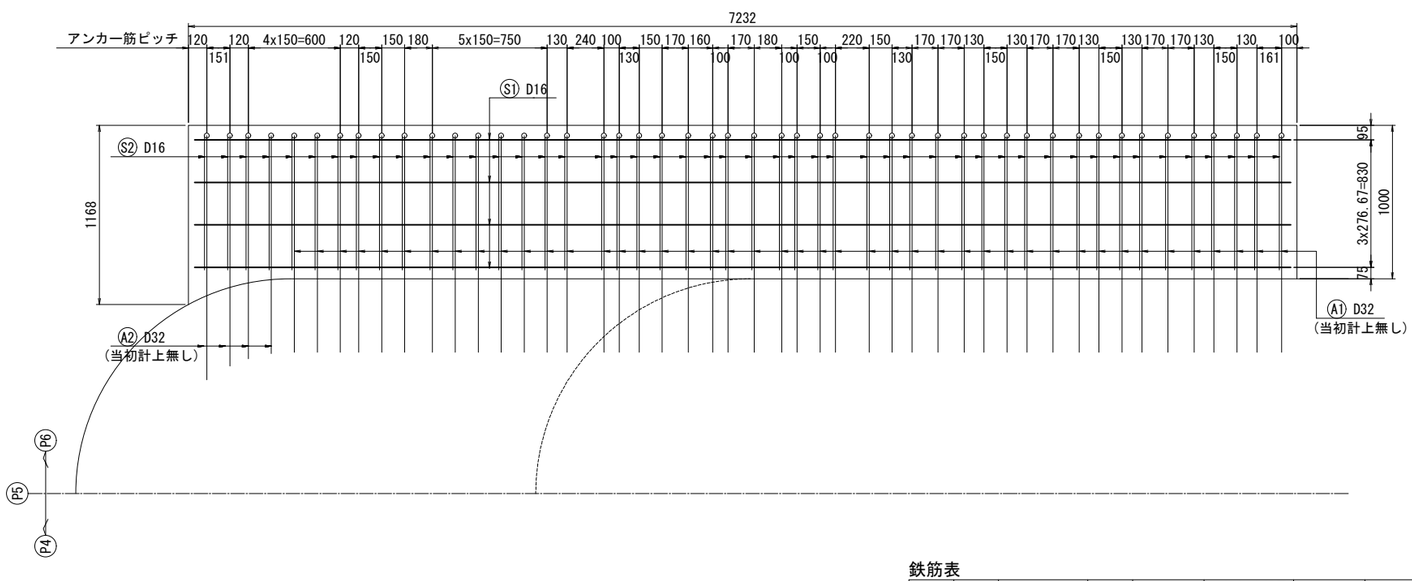

A － A

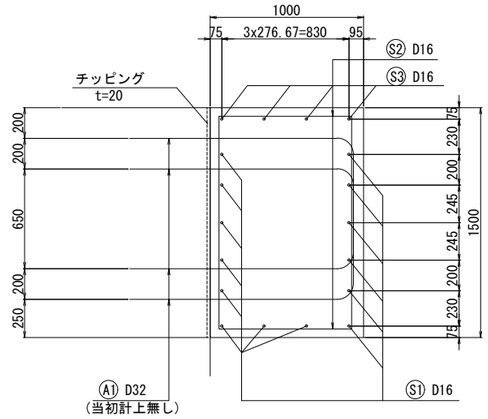

B － B

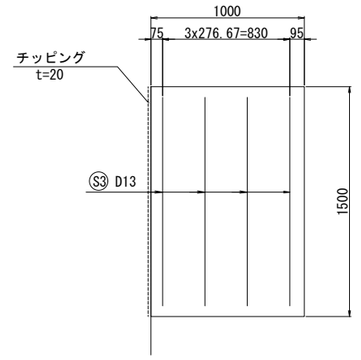

かぶり詳細図

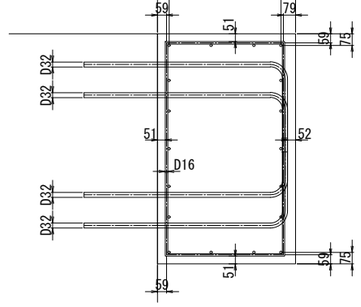

鉄筋加工図

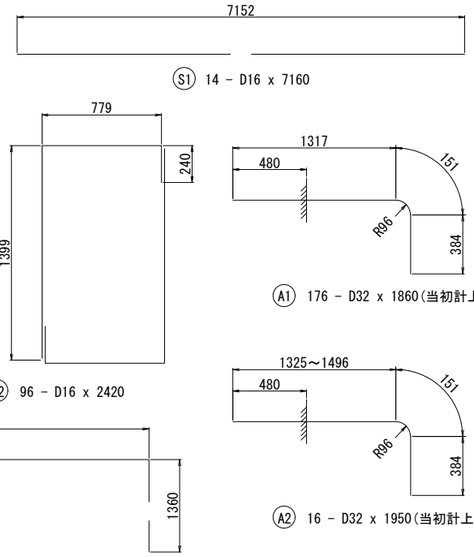

アンカー定着詳細図 S=1:10

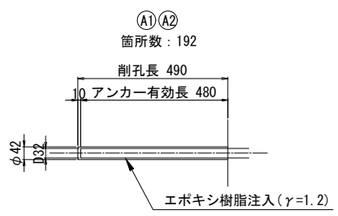

鉄筋表

符号	径	長さ(mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
A1	D32	1860	176	6.23	11.59	2040	⌐¬
A2	D32	1950	16	6.23	12.15	194	⌐¬
S1	D16	7160	14	1.56	11.17	156	——
S2	D16	2420	96	1.56	3.78	363	⌐
S3	D16	9880	4	1.56	15.41	62	⌐¬

鉄筋(SD345)		
	D16	581 kg
	D32	2234 kg
	Σ=	2815 kg
	※	D32は当初計上無し

配 置 図

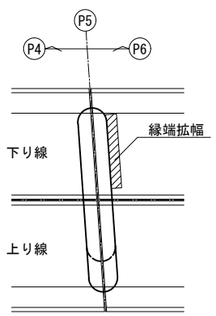

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

注記）
1. 施工にあたっては、現地計測を実施して既設構造寸法を再確認すること。
2. 既設コンクリートへの削孔の際には、鉄筋探査を実施し、既設鉄筋は切断しないこと。また、既設鉄筋と干渉した場合は、アンカー鉄筋位置の調整を行うこと。
3. 既設コンクリート面は、チッピング処理を行うこと。

工事名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図面名	大利根橋（下り） 支承取替工詳細図（その５）		
縮尺	図示	図面番号	11 の 8
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社復建エンジニヤリング		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋(下り)塗装塗替図 S=1:20

標準断面図

P8～P11間

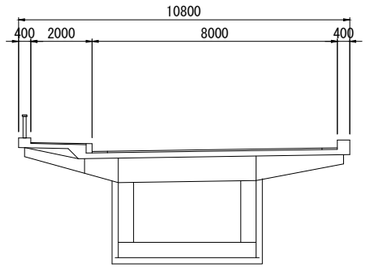

仕様図

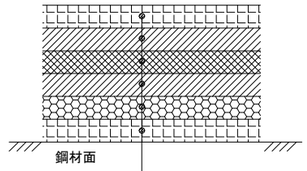

弱溶剤ふっ素樹脂塗料(上塗り) 140g/m2
弱溶剤ふっ素樹脂塗料(中塗り) 170g/m2
弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(下塗り) 240g/m2
弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(下塗り) 240g/m2
有機ジンクリッチペイント (防食下地) (600g/m2)
鋼材面　湿潤式塗膜除去(1種相当)　2回

塗装塗替エフロー

前工程
↓
素地調整 (1種ケレン)
↓
塗装塗替
Rc-Ⅰ
↓
後工程
↓
後片付け工

塗替塗装仕様(Rc-Ⅰ塗装系)

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m2)	塗装間隔
素地調整	1種ケレン		4時間以内
防食下塗	有機ジンクリッチペイント	600	
下塗り(スプレー)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	240	1日～10日
下塗り(スプレー)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	240	1日～10日
中塗り(スプレー)	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	170	1日～10日
上塗り(スプレー)	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	140	1日～10日

塗膜除去工

工程	規格	使用量
塗膜除去	湿式塗膜剥離剤	1000g/m2
廃材回収積込		1m2/m2

配置図 S=1:500

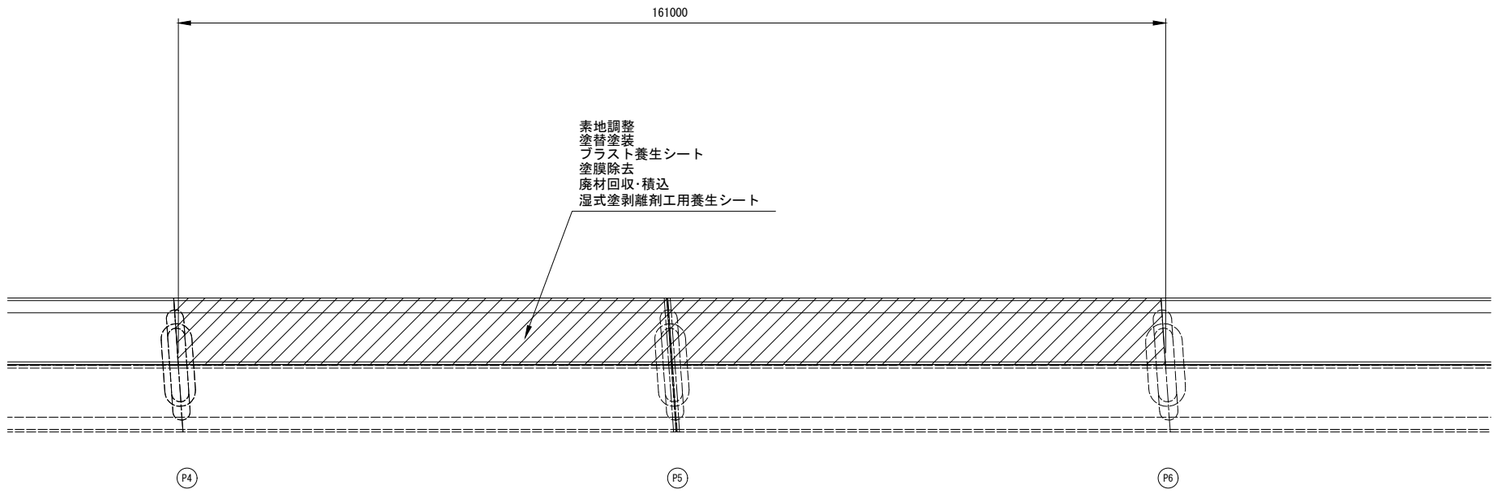

塗替塗装数量集計表

名称	規格	単位	数量	摘要
素地調整	1種ケレン	m2	3092.53	
塗替塗装	下塗り～上塗り　RC-Ⅰ	m2	3092.53	

ブラスト養生シート面積

名称	規格	単位	数量	摘要
養生シート	3.6m×5.4m×0.4mm	m2	1677.24	

塗膜除去数量集計表

名称	規格	単位	数量	摘要
塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回)	m2	3092.53	
廃材回収・積込		m2	6185.06	

湿式塗膜剥離剤工用養生シート面積

名称	規格	単位	数量	摘要
養生シート	3.6m×5.4m×0.32mm	m2	1677.24	

注記:
1. 施工の際は、現地再測を行い図面と照合のこと。
2. 工事前には、「塗装塗膜性状調査」を実施して有害物質の確認を行い、健康被害を及ぼさぬよう対策を講じること。
3. 塗替塗装の仕様は、「鋼道路橋防食便覧」(H26年3月)によるものとする。
4. 下流側に浄水場があるため、河川内への異物混入には十分に注意すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図面名	大利根橋(下り)塗装塗替図		
縮尺	図示	図面番号	11 の 9
年月日	令和　8 年　7 月　日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋(下り)足場図 S=1:1000

側面図

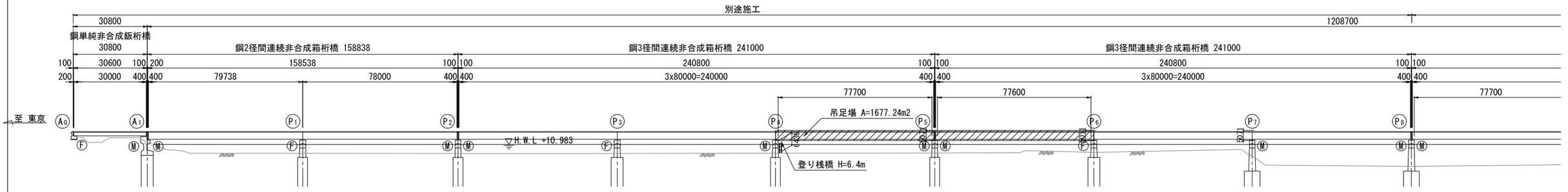

平面図

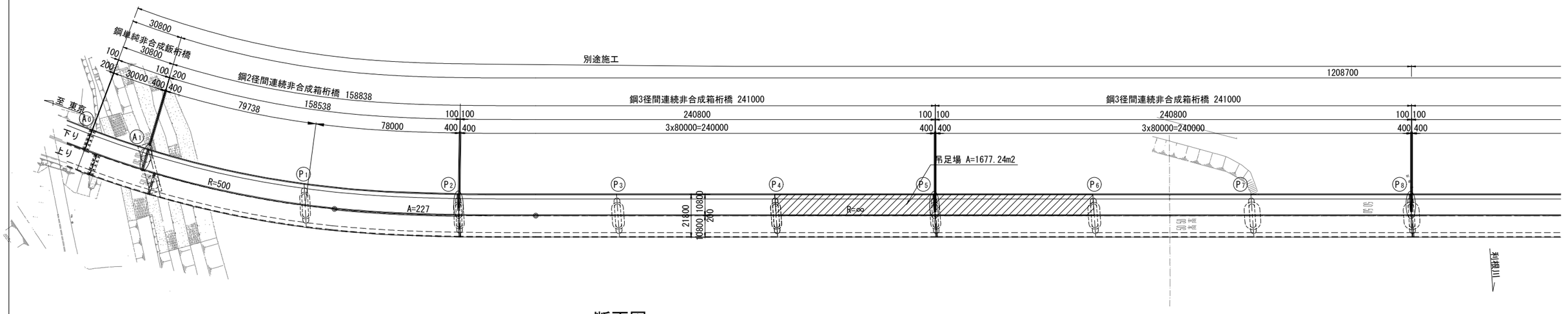

断面図 S=1:100

P2～P14間

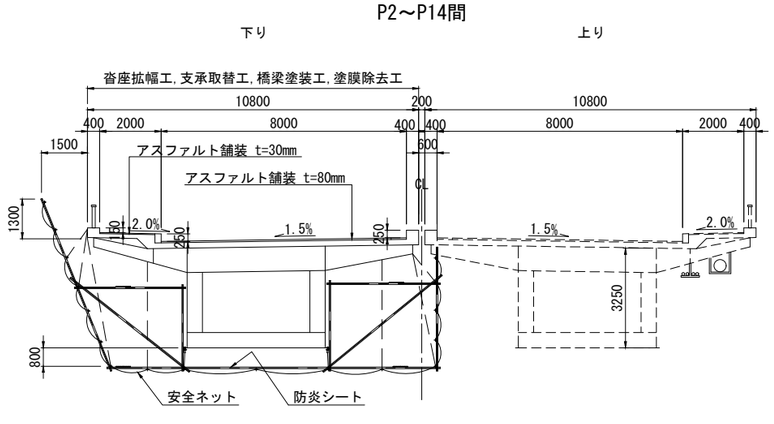

足場工数量集計表

細別	足場規格	橋脚	算出	単位	数量	摘要
足場	吊足場 両側朝顔 防護	P4～P5	77.70m × 10.80m	m2	839.16	
		P5～P6	77.60m × 10.80m	m2	838.08	
		計		m2	1677.24	
登り桟橋		P4橋脚	H=6.4m	箇所	1	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図面名	大利根橋(下り)足場図		
縮尺	図示	図面番号	11 の 10
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

大利根橋(下り)数量総括表

数量総括表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 P4～P5 P4	数量 P4～P5 P5	数量 P5～P6 P5	数量 P5～P6 P6	合計	計上値	摘要
橋梁保全工事		式		1			1	1	
橋梁付属物工		式		1			1	1	
沓座拡幅工		式		1			1	1	
ﾁｯﾋﾟﾝｸﾞ		m2		10.89			10.89	10	
削孔	削孔径 42mm 削孔深さ 490mm	孔		192			192	192	
ｱﾝｶｰ筋挿入	D32 エポキシ樹脂	本		192			192	192	
ｺﾝｸﾘｰﾄ	σck=24N/mm2	m3		10.90			10.90	10	
型枠		式		21.37			21.37	1(21)	
鉄筋	SD345 D16～25	t		0.581			0.581	0.58	
橋梁補修工		式		1			1	1	
支承取替工		式		1			1	1	
支承取替 P5橋脚	全反力3800kN	基		2			2	2	
現場塗装工		式		1			1	1	
橋梁塗装工		式		1			1	1	
素地調整	1種ケレン(ブラスト)	m2	1546.47		1546.06		3092.53	3090	
塗装塗替	RC-I (下塗り～上塗り)	m2	1546.47		1546.06		3092.53	3090	
ﾌﾞﾗｽﾄ養生ｼｰﾄ		m2	839.16		838.08		1677.24	1670	
塗膜除去工		式		1			1	1	
塗膜除去	塗膜剥離剤2回	m2	1546.47		1546.06		3092.53	3090	
廃材の回収・積込		m2	3092.94		3092.12		6185.06	6180	
湿式塗膜剥離剤工用養生ｼｰﾄ		m2	839.16		838.08		1677.24	1670	
構造物撤去工		式		1			1	1	
運搬処理工		式		1			1	1	
現場発生品運搬	既設支承	式		1.743			1.743	1(1.74)	
仮設工		式		1			1	1	
足場工		式		1			1	1	
足場	吊足場 両側朝顔 防護	m2	839.16		838.08		1677.24	1677	
登り桟橋		箇所	1				1	1	
ばく露防止対策工		式		1			1	1	
鉛対応環境対策機材費		式		1			1	1	

工 事 名	Ｒ８国道６号大利根橋（下り）補修工事		
図 面 名	大利根橋(下り)数量総括表		
縮　　尺	―	図面番号	11 の 11
年 月 日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		